

令和5年度

事業概要

香川県立斯道学園

はじめに

当学園は、明治42年12月、当時の感化法により香川郡宮脇村字西原（現在、高松市宮脇町一番地）の本門寿院克軍寺庫裡を仮園舎として、香川県立斯道学園を設立し、業務を開始しました。それ以降、感化法から少年教護法、児童福祉法と根拠法令の変遷を経ながら、脈々と115年の歴史を積み重ね、現在に至っています。また、平成29年4月には老朽化した建物の大規模改修が完了し、新しい施設での生活も、はや7年が経過しました。建物は新しくなっていますが、学園の象徴ともいえる立派な桜の木が段々と老木となり、令和5年度には樹木医の診断の結果、3本切り倒さざるを得ない状況となりました。春には桜吹雪が舞う光景を目にしていた方々には、非常に寂しく残念に感じられることと思います。改築時に植えられた小さな桜の苗木が大きく育つまでには、またこれからたくさん子ども達との出会いが繰り返され、若い桜の木の成長とともに、新たな歴史が刻まれていくことでしょう。

また、平成28年に設置されたみねやま分校も8年目を迎えました。個々の学習能力に合わせたきめ細やかに工夫された教育の実践により、それまで学習に苦手意識を持っていた子ども達も、学力の向上とともに、学ぶこと、分かることの楽しさを実感しているようです。実際、令和5年度の高校進学率は私立、公立、サポート校も含め100%となりました。ただ、依然として卒業まで続けることが出来るか、ということが課題です。進学先の選択から退園後のフォローも含め、分校と学園がより連携して支援していくことの重要性を感じています。

令和5年度は、コロナ禍以前のように、様々な行事や取り組みを復活させていただき、多くの方々のご協力を得て無事終えることが出来ました。これもひとえに、当学園に関わる関係者や関係機関の方々のご理解とご協力、ご支援の賜物と、この場をお借りして、深く敬意と感謝の意を表したいと思います。今後とも、私どもの先輩諸氏が脈々と築き上げてきたものを大切に、児童の権利擁護を基本として、児童の健全な発達と成長のための支援と実践を継続、発展させて行きたいと考えておりますので、今後ともご支援とご指導をいただければと存じます。

最後に、遅くなりましたが「令和5年度事業概要」がまとまりましたので、ご高覧、ご助言いただければ幸いと存じます。これまで以上に各方面からの学園に対する一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。巻頭の挨拶とさせていただきます。

令和6年11月

香川県立斯道学園長

池田 恵子

目 次

第1部 学園の概要

1	目的	1
2	所在地	1
3	敷地建物配置図	1
4	沿革	2
5	組織	4

第2部 事業内容

1	令和5年度運営方針	5
2	生活支援（暮らしを共にする教育）	13
3	学習支援（学ぶ教育）	17
4	作業活動（働く教育）	18
5	年長児童支援	19
6	健康管理（栄養・保健衛生）	20
7	心理支援	22
8	苦情解決	24
9	退所児童のケア	25
10	関係機関との連携	31
11	地域との交流事業	32
12	実習生の受け入れ状況	34
13	広報・啓発活動	35
14	職員研修	37
15	主な年間行事	41
16	一時保護受託事業	44

第3部 分校の取組

1	みねやま分校の取組	46
---	-----------	----

第4部 統計資料

1	令和5年度統計	50
2	過去5年間の状況	52

第 1 部 学 園 の 概 要

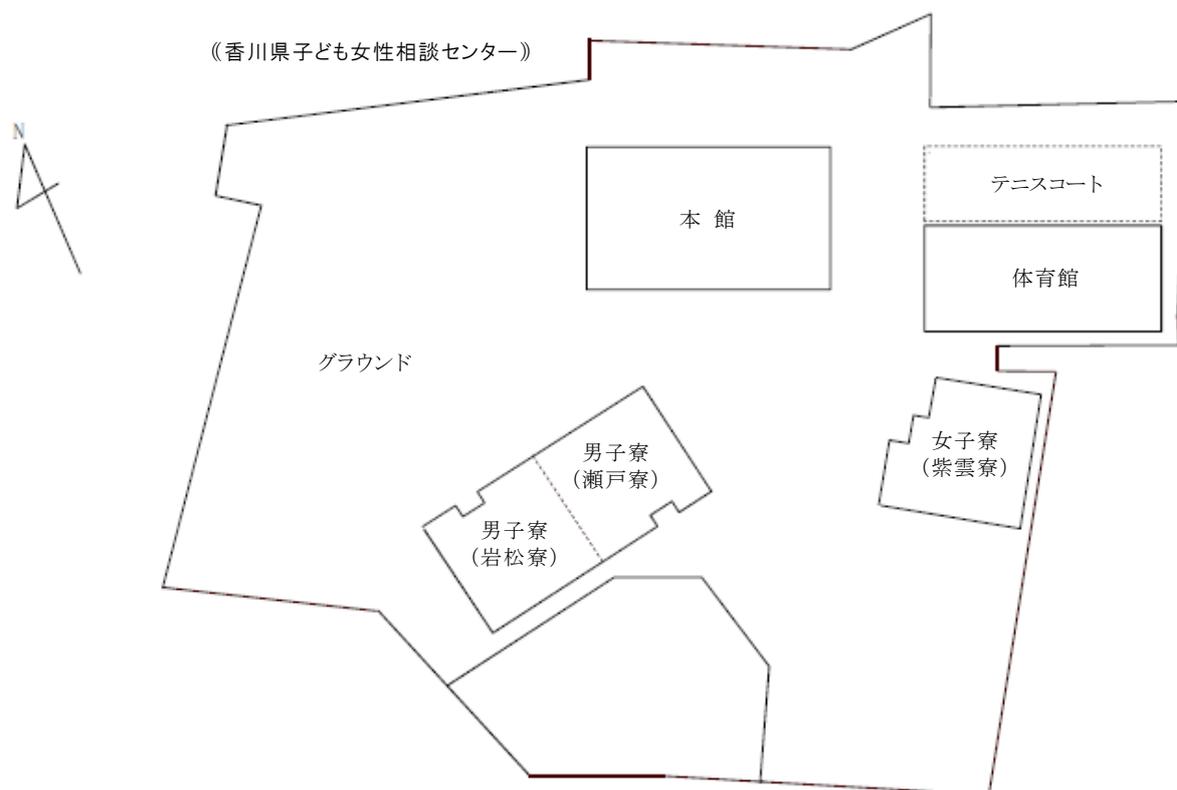
1 目的

当学園は、児童福祉法第44条に基づく児童福祉施設である。学園は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援することを目的とする。生活支援（暮らしを共にする教育）、学習支援（学ぶ教育）、作業活動（働く教育）の中で、児童の心身の健全育成と自立支援を図る。

2 所在地

〒760-0004 香川県高松市西宝町二丁目6番9号

3 敷地建物配置図



総敷地面積	15,513.42 m ²
本館延べ面積	1,674.75 m ²
女子寮	322.14 m ²
男子寮	646.62 m ²
体育館	464.00 m ²

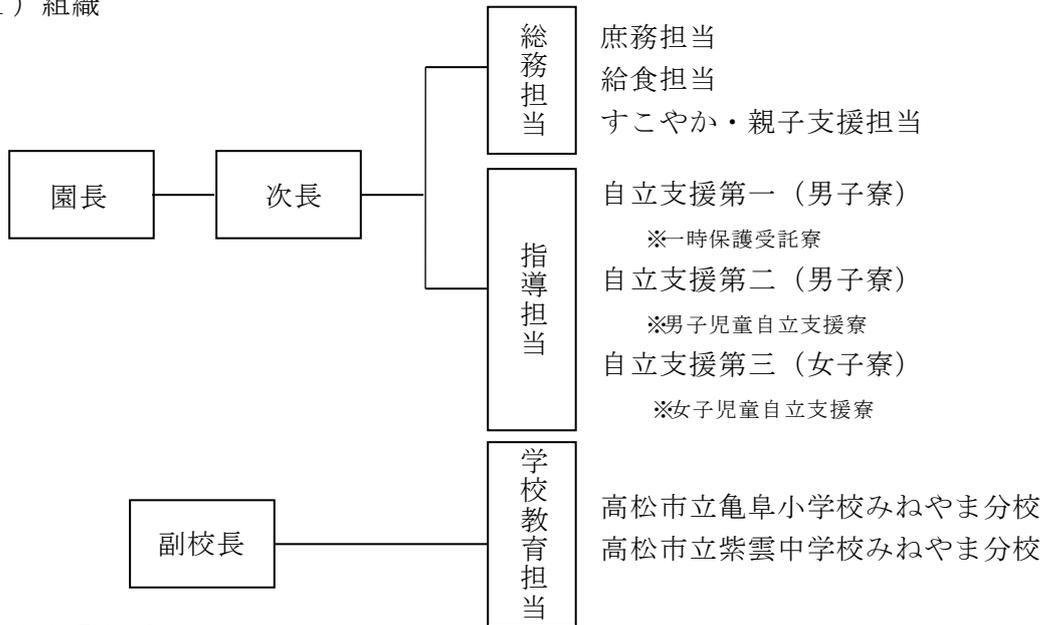
4 沿革

年 月 日	事 項
明治 42 年 10 月 24 日	香川県香川郡宮脇村字西原、本門院克軍寺庫裡を仮園舎として香川県立斯道学園を設立 翌年 1 月 8 日より児童を収容し、業務を開始した
大正 元年 11 月	園舎（教室、寮舎、物置等計 130.05 坪）が竣工し移転、業務を軌道に乗せた
昭和 9 年 10 月	少年教護法が施行され、少年教護院となる
21 年 10 月	香川県立児童保護所併置、同寮舎竣工、木工部設置 第二次世界大戦の戦災孤児、浮浪児を収容する施設を併置
22 年 7 月	娯楽室竣工
23 年 1 月	児童福祉法が施行され、教護院となる
24 年 1 月	女子寮（紫雲寮）竣工
24 年 3 月	木工教室・上水道竣工
24 年 12 月	高松宮殿下の御視察を賜る
26～27 年	運動場及び敷地として 1,168 坪を購入する
28 年 3 月	香川県立児童保護所廃止 寮舎（玉藻寮）、衛生寮、食堂竣工 定員 48 名となる
28 年 10 月	昭和天皇、皇后両陛下下行幸啓、御視察を賜る
30 年 8 月	本館新築落成
31 年 7 月	講堂新築落成（雨天体操場兼用）農耕実習地（782.2 坪）購入
32 年 3 月	木工教室移転増改築
32 年 8 月	プール落成 同年 11 月、相撲土俵落成
34 年 11 月	創立 50 周年記念式を挙る
35 年 12 月	果樹園（854 坪）購入
37 年 3 月	寮舎（屋島寮）を改築
38 年 3 月	寮舎（紫雲寮）を改築
43 年 4 月	入所定員が 60 名となる
44 年 7 月	四国地区少年野球大会優勝
44 年 8 月	全国少年野球大会出場（埼玉）1 回戦敗退
45 年 7 月	施設用地として 661 m ² を購入
45 年 10 月	新館新築のため園長公舎、栗林寮を取り壊し 衛生寮を取り壊し、跡地を教育センター用地として提供
46 年 1 月	新館（教室及び寮舎 780.05 m ² ）を竣工 これに併せて併立制より大舎制に移行する
47 年 3 月	倉庫、燃料庫を新築 旧園長室及び職員室を理科教室など特別教室に改造
47 年 7 月	四国地区少年野球大会優勝
47 年 8 月	全国少年野球大会出場（東京）3 位
48 年 7 月	四国地区少年野球大会優勝
48 年 8 月	全国少年野球大会出場（明石）1 回戦敗退
58 年 11 月	四国半周サイクリング実施
59 年 4 月	四国一周サイクリング実施（～61 年まで毎年 4 月に実施）
59 年 10 月	風呂場改築移転

昭和		
60年	7月	本館附属女子用便所新築
63年	2月	旧本館老朽化のため取り壊し、跡地はテニスコートとして整備
平成		
元年	7月	車庫新築
2年		創立80周年記念誌発行
6年	3月	紫雲寮屋根改修
7年	1月	屋島寮屋根改修
	12月	本館外壁改修工事
9年	3月	本館洗面所、トイレ改修工事 玉藻寮取り壊し
10年	3月	紫雲寮浴室改修、畳取り換え 受水槽改修工事 男子寮浴室ボイラー更新
	4月	児童福祉法一部改正が施行され、児童自立支援施設となる
	12月	女子寮トイレ及びテラス改修
11年	3月	紫陽花植栽（創立90周年記念）
	5月	本館防球ネット設置
12年	7月	本館耐震診断テスト実施
13年	4月	高松市立紫雲中学校分教室「みねやま学級」開設 高松市立亀阜小学校分教室「みねやま学級」開設
	8月	全国中学生相撲大会個人戦に出場（1回戦敗退）
14年	1月	本館・講堂・男子寮改修
	3月	学園改修竣工式
15年	4月	学園後援会発足
16年	4月	入所定員が30名となる
17年	3月	女子寮・自立支援居室竣工
20年	3月	炊事棟・自立支援ハウス竣工 創立100周年記念事業実施 創立100周年記念誌発刊
23年	6月	「香川県社会的養護体制のあり方検討委員会」設置
24年	12月	「県立斯道学園 整備基本計画」策定
25年	1月	「斯道学園学校教育充実検討会」（委員長：県子育て支援課長）設置
25-27年度		「斯道学園学校教育充実検討会」継続開催
25年	7月	四国地区少年野球大会優勝
	8月	全国少年野球大会出場（福岡）1回戦敗退
26年	10月	「斯道学園改築実施設計」策定
27年	2月	旧講堂解体工事開始
	3月	本館（学校部門・事務部門）・体育館 改築着工
	12月	高松市議会「高松市学校条例の一部改正議案（分校設置）」可決
28年	3月	本館・体育館 竣工
	4月	高松市立紫雲中学校・高松市立亀阜小学校 みねやま分校 設置（1日）
	4月	分校開校式（6日）
	4月	旧本館・男子寮・女子寮 解体工事開始
	6月	男子寮・女子寮 改築着工
	7月	四国地区少年野球大会優勝
	8月	全国少年野球大会出場（青森）ベスト8
29年	4月	男子寮・女子寮 竣工
	11月	男子2寮・女子1寮の3寮体制となる
令和		
元年	8月	男子寮のうち1寮を、一時保護受託専用寮として運用
5年	11月	倒木の危険性（樹木医の診断による）のある木を伐採（桜古木3本・シュロ2本）

5 組織 [令和6年1月1日]

(1) 組織



(2) 職員構成

職 名		人 員	職 名		人 員
園 長		1	自 立 支 援	次 長	1
庶 務	副 主 幹	0		室 長	1 (1)
	主 任	3		副 主 幹	3
給 食	副主幹(兼)(栄養士)	1 (1)		主 任	6 (2)
	すこやか 親子支援	主任(兼)(保健師)		1 (1)	主 任 技 師
技師(心理担当)		1		技 師	5
常 直	会計年度任用職員	9		会計年度任用職員	1
嘱託医	内 科	1		合 計	38 (5)
	精 神 科	1	() : 子ども女性相談センターとの兼務者数		

みねやま 分 校	副 校 長	1
	教 諭	4
	講 師	1
	養 護 教 諭	1
	非 常 勤 講 師 (技術・家庭・音楽・美術)	4
	主 事	1

第 2 部 事 業 内 容

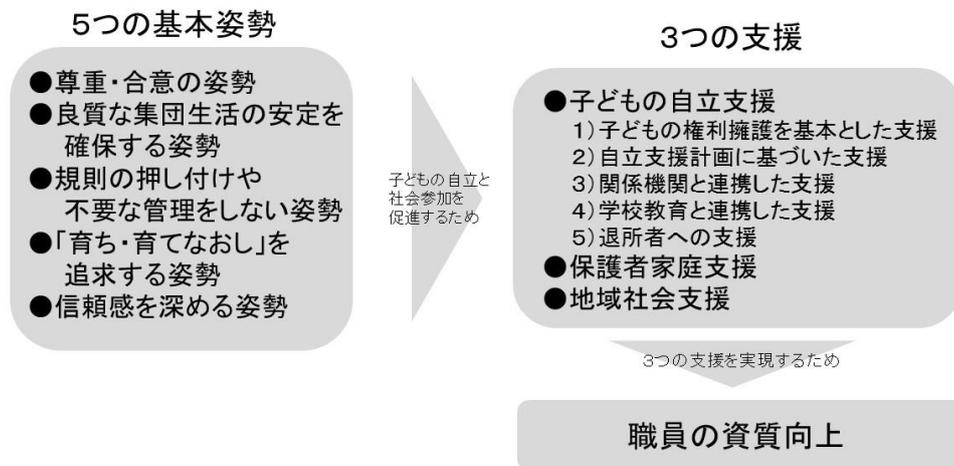
1 令和5年度 運営方針

I 運営理念

- 1 当学園は、児童福祉法第44条「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、または保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う施設である」に基づき、児童の自立を支援することを目的としている。
- 2 当学園は、社会的擁護の基本理念である「子どもの最善の利益のために」「子どもを社会全体で育む」を運営の基本理念とし、児童の自立と社会参加の促進に努め、児童、家庭のニーズに十分に答えることができる機能を持った施設運営を目指すものである。

II 運営方針

香川県立斯道学園 運営方針



1 支援の基本姿勢

当学園は、支援を必要とする子どもに対して、「児童自立支援施設運営指針」（平成24年3月29日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）（以下「運営指針」とする）に示された基本的考え方に基づいて支援を行う。

すなわちそれは

① 尊重・合意の姿勢

子どもへの支援は、子どもを権利の行使の主体者として、その人格を尊重し、相互交流における納得、合意を基本にした支援を中心に展開する。

② 良質な集団生活の安定を確保する姿勢

一人ひとりの子どもの健全で自主的な生活を志向しながら、良質な集団生活の安定性を確保した保護・支援を行う。

③規則の押し付けや不要な管理をしない姿勢

施設内での生活という限定された時間的・空間的な枠組みの中で、子どもの自立を支援するための一定の「枠のある生活」とも言うべき保護・支援基盤が重要であるのは認識しつつ、それが規則の押し付けや管理のためとならないよう尽力する。

④「育ち・育てなおし」を追求する姿勢

子どもの発達段階や個別性などに応じた衣食住等を保障し、施設全体が愛情と理解のある雰囲気に入れられ、子どもが愛され大切にされているという実感が持てる家庭的・福祉的なアプローチによって、子どもの基本的信頼感の形成、社会性の発達や基礎学力の獲得、生活自立や心理的自立の発達、アイデンティティの獲得やキャリア願望の発達など「育ち・育てなおし」を行っていく。

⑤信頼感を深める姿勢

寝食を共にし、子どもの成長を「子どもと共にある」Withの精神でつくりあげる安心感・安全感のある生活の中で、一人ひとりの子どもを受容し真摯に向き合い、子どもと職員との間で信頼関係を深めながら、自立を支援していく。

以上5つの基本姿勢である。

2 3つの支援

前述の5つの支援の基本姿勢をもち、子どもの自立と社会参加を促進するために、次の3つの支援を行う。

①子どもの自立支援

- (1)健康な心身を育み、人や社会との基本的信頼感を確立し、自己肯定感、自尊心、自主性、自律性等を形成する。
- (2)自他の生命、人格の尊厳、固有の権利を尊重し、自然、社会、人間などあらゆるものと、発展していく動的な調和を図りながら共生できる人間性を育成する。
- (3)よりよい創造的な問題解決に必要な力量、態度及び自立した社会人としての基本的な生活力、生活態度を形成する。
- (4)個性や潜む力を開発しつつ、自己実現を図ることをめざし、自己の不完全さや不健全さを超克しようと自己変革し続ける人間性を育成する。
- (5)行動上の問題の再発防止に向け、自ら行った加害行為などと向き合う取組を通じて自身の加害性、被害性の改善や被害者への責任を果たす人間性を育成する。

②保護者・家族支援

- (1)保護者や家族との信頼関係を確立し、子どもとともに培ってきた保護者や家族との絆を大切にして、子どもの健全育成や家庭環境の調整などを図り、可能な限り早期の家

族再統合や家族の養育機能の再生を実現する。

(2)家族が抱えている問題や課題に対して、関係機関と連携して支援するなど、その改善や解決を図る。

③地域社会支援

(1)日常的な地域住民との交流により、相互理解を深め、信頼、連携、支援関係等の構築や発展を図り、地域社会に根ざした開かれた施設を目指す。

(2)地域住民の社会資源となれるよう、地域住民の福祉ニーズの把握に努め、それに応じた質の高い福祉サービスの提供を推進する。

3 3つの支援の具体的内容

①子どもの自立支援

1) 子どもの権利擁護を基本とした支援

社会的養護は、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護・養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うものである。また、子どもは権利の主体として、社会的養護を受ける権利を有する。

当学園は、社会的養護が、子どもの権利擁護を図るための仕組みであることを認識し、子どもの権利擁護を基本とした支援を行う。

(1)子どもの尊重と最善の利益の考慮

- ・子どもを尊重した支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行う。
- ・社会的養護が「子どもの最善の利益」を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の支援において実践する。
- ・「特別支援プログラム」などの子どもの行動の自由などの規制については、子どもの安全の確保等のために、他に取るべき方法がない場合であって、子どもの最善の利益になる場合にのみ、適切に実施する。

(2)子どもの意向や主体性への配慮

- ・子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、支援内容の改善に向けた取組を行う。（「子どもの意向調査」の実施）
- ・子ども自身が自分たちの生活全般について自主的に考える活動を推進し、施設における生活改善や自立する力の伸長に向けて積極的に取り組む。
- ・施設が行う支援について事前に説明し、子どもが主体的に選択（自己決定）できるよう支援する。また、子どもや保護者等に対して、支援の内容を正しく理解できるように工夫を行い、情報提供する。

(入所中の支援方針・自立支援計画の説明)

(3)入所時の説明等

- ・子どもや保護者等に対して、支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報提供する。
- ・入所時に、施設で定めた様式に基づき支援の内容や施設での約束ごとについて、子どもや保護者等にわかりやすく説明する。

(4)権利についての説明

- ・子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明する体制を整える。（「権利ノート」の作成）

(5)子どもが意見や苦情を述べやすい環境

- ・子どもが相談したり意見を述べたりしたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもに伝えるための取組を行う。
- ・苦情解決の仕組みを確立し、子どもや保護者等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させる。
- ・子ども等からの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応する。

(6)被措置児童等虐待対応

- ・いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底する。
- ・子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組む。
- ・被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応する。

(7)他者の尊重

- ・様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援する。

2) 自立支援計画に基づいた支援

当学園は、児童、保護者と共に話し合いを重ねながら、取り組むべき課題を認識整理し、具体的な目標の設定、評価を行う「自立支援計画」の策定と実施が、自立支援に向けて極めて重要な意味を持つと考えており、計画に基づいた的確な支援を行うものとする。

(1)アセスメントの実施

- ・子どもの心身の状況や、生活状況等

を正確に把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、子どもの個々の課題を具体的に整理する。（「アセスメントの手引・香川県立斯道学園」）

- ・アセスメントに基づいて子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させる。

(2) 自立支援計画の策定と実施の手順

- ・自立支援計画の策定については、「斯道学園自立支援計画策定要領」に基づき、児童本人、保護者の意向を十分に踏まえ、児童の原籍校、児童相談所等の関係機関との連携、役割分担を行い、策定する。
- ・計画の実施に当たっては「斯道学園ケース会議（五者懇談会）運営要領」に基づき、五者懇談会を開催し、関係者での計画の共有化と適切な計画の実施を図る。
- ・さらに、自立支援計画は、定期的（5ヶ月毎）に実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行うものとする。

3) 関係機関と連携した支援

- ・子どもや家族の支援について、関係機関等と協働して取り組む体制を確立する。
- ・地域の関係機関・団体のネットワーク内での共通の課題に対して、ケース会議や情報の共有を行い、解決に向けて協働して具体的な取組を行う。
- ・児童相談所、児童の原籍校等の関係機関との連携を適切に行い、定期的な機会を確保し、対象児童についての具体的な課題の協議や事例検討を行う。
- ・要保護児童対策地域協議会などへ参画し、地域と協働して取り組む体制を確立する。

4) 学校教育と連携した支援

当学園では、平成13年4月に高松市立紫雲中学校・高松市立亀阜小学校の各分教室が学園施設内に設置され、初めて学校教育が導入されてきたところであるが、平成28年4月、高松市教育委員会、香川県教育委員会等の御尽力により、「分教室」から「分校」へと体制が強化された。これにより、教職員の配置も充実し、児童生徒に対する学校教育の更なる充実が図られるところとなった。

当学園としては、分校と緊密な連携を図り、分校が実施する学校教育に対して全面的な協力を行っていく。

また、高校進学等でも入所児童生徒が不利益を被らないよう、児童の原籍校や教育・行政の関係機関との連携を図り、共通理解、役割分担をさらに強化していく。

5) 退所者への支援

当学園は、退所した子ども達について、安定した社会生活を送ることができるよう継続した支援を行う。

- ・フォローアップ、アフターケアは児童福祉施設の本来業務であり、退所後何年たっても施設に相談できることを伝える。
- ・必要に応じて、児童相談所と協議の上、市町村の担当課と情報共有し、地域の関係機関、団体等と積極的な連携を図る。
- ・退所した子どもに対して、計画的に、手紙、家庭訪問、来所面談等の支援を行う。
- ・退所する地域の関係機関と連携し、退所後の生活支援体制の構築に努める。
- ・退所した子どもの来所を温かく受け入れる体制づくりに取り組む。

②保護者家族支援

当学園は、家族への援助を支援の最も重要な柱の一つとして位置付け、入所から退所まで、また、退所後も計画的に継続した支援に取り組む。

- 1) 保護者や家族に対して、子どもへの養育が不適切であったとしても、一人の人間として尊重した交流を行う。
- 2) 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組む。そのための、家族療法事業の実施など、子どもと保護者との関係回復に向けた支援を行う。
- 3) 保護者や家族なりの努力や配慮をしてきたことへの共感的な理解に努め、信頼関係を構築し、保護者や家族とともに協働して子どもの育成に取り組む。
- 4) 保護者や家族を支援する上で、その保護者や家族の問題性はもとより、潜在的な可能性や回復力、あるいは活用すべき強みを把握することも重要である。
- 5) 自立支援計画の策定に当たっては、保護者・家族の達成すべき目標は、重点的かつ具体的で、しかも達成しやすい課題であることが望ましい。保護者がその重要性について納得していることが大切である。
- 6) 子どもと保護者・家族の状況を踏まえながら、面会、通信、家庭実習などの方法を用いて、子どもと保護者・家族との関係を調整する。
- 7) 児童相談所と協力して、退所後の家族と子どもを支えるためのサポート体制づくりに取り組む。

③地域社会支援

地域の中に存在する当園の特徴を活かしながら、学園祭・お茶会等の行事を機会に、地元自治会役員・地域民生委員・児童委員等との交流を行う。

4 3つの支援を実現するための職員の資質向上

当学園に在園する児童は、不良行為をなし、又はなすおそれのある子ども及び生活支援等を要する子どもであるが、①虐待など不適切な養育を行った家庭や多くの問題を抱える養育環境で育った子ども、②乳幼児期の発達課題である基本的信頼関係の形成ができていない子ども、③トラウマを抱えている子ども、④知的障害やADHD（注意欠陥多動性障害）、ASDなどの発達障害のある子ども、⑤抑うつ・不安といった問題を抱えている子どもなどが少な

ない。

そこで当学園では、施設内外の研修を計画的に実施し、職員の専門性の向上、自己研鑽に必要な環境を確保し、施設全体としての資質向上と職員一人ひとりの援助技術の向上を図っている。

- ①施設内研修 1)自主研修(毎月第4木曜日) 2)外部講師による研修
- ②全児協研修 1)全国児童自立支援施設職員研修 2)中四国児童自立支援施設職員研修
- ③国立武蔵野学院・きぬ川学院研修
- ④その他(先進施設実務研修、子どもの虹情報研修センター・西日本こども研修センターあかし研修等)

Ⅲ 運営指針(抜粋)

(1) 子どもの育ち直し・育て直しのためサービス「子どもが生活する力」「子どもが学ぶ力」「子どもが働く力」「子どもの周囲の力」を育む支援を行うことを運営の理念とし、児童の自立と社会参加の促進に努め、児童・家庭のニーズに十分に答えることができる機能を持った施設運営を目指す。

(2) 支援の基本姿勢

当学園は、支援を必要とする子どもに対して、「児童自立支援施設運営指針」(平成24年3月29日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)(以下「運営指針」とする)に示された基本的考え方に基づいて、「①尊重・合意の姿勢、②良質な集団生活の安定を確保する姿勢、③規則の押し付けや不要な管理をしない姿勢、④「育ち・育てなおし」を追求する姿勢、⑤信頼感を深める姿勢」をもち支援を行う。

(3) 支援の基本

児童の自立と社会参加の促進に努めるため3つの支援を基本とする。

① 子どもの自立支援

社会的養護が、子どもの権利擁護を図るための仕組みであることを認識し、子どもの権利擁護を基本とした支援を行う。

- 1) 子どもの権利擁護を基本とした支援
- 2) 自立支援計画に基づいた支援
- 3) 関係機関と連携した支援
- 4) 学校教育と連携した支援
- 5) 退所者への支援

② 保護者家族支援

家族への援助を支援の最も重要な柱の一つとして位置付け、入所から退所まで、また、退所後も計画的に継続した支援に取り組む。

- 1) 保護者や家族に対して一人の人間として尊重した支援

- 2) 親子関係の再構築等のための家族への積極的な支援
- 3) 保護者や家族とともに子どもの育成支援
- 4) 保護者や家族の潜在的な可能性や回復力、あるいは活用すべき強みの把握
- 5) 保護者とその重要性について納得できる自立支援計画の策定
- 6) 子どもと保護者・家族との関係調整
- 7) 児童相談所との協力で退所後の家族と子どもを支えるためのサポート体制づくり

③地域社会支援

地域の中に存在する当園の特徴を活かしながら、学園祭・お茶会等の行事を機会に、地元自治会役員・地域民生委員・児童委員等との交流を行う。

(4) 3つの支援を実現するための職員の資質向上

施設内外の研修を計画的に実施し、職員の専門性の向上、自己研鑽に必要な環境を確保し、施設全体としての資質向上と職員一人ひとりの援助技術の向上を図る。

IV 所属目標・所属スローガン・行動指針

令和5年度所属目標

心の通った自立支援・子どもと家庭の課題や将来を見すえた自立支援

令和5年度所属スローガン

『原点・挑戦・危機管理』

常に危機管理意識を持ち、支援の原点・心を忘れず、子どもの成長を信じて新しい課題に挑戦しよう！

令和5年度行動指針

- 1 家庭的な養育を原点に、時代のニーズにあった支援をします。
- 2 児童の特性を理解し、生活能力向上に向けた自立支援を行います。
- 3 児童と心の通う自立支援を目指します。
- 4 児童のよりよい進路を共に考え、応援します。
- 5 親子関係の改善に向けた支援を行います。
- 6 権利擁護の視点に基づく安心・安全な寮の運営を行います。
- 7 退園児童へ手厚いアフターケアを行います。

令和5年度所属メッセージ

子どもと保護者の包括的アセスメントを適切に行い、具体的な支援計画を立て実践しよう。

2 生活支援（暮らしを共にする教育）

令和5年度は、小学校4年生から中学校を卒業した児童までが在籍し、また、知的障害や発達障害がある児童、また虐待を受けてきた児童と、多岐に渡る子どもたちが学園で暮らした。学園に入所してくる子どもたちは、一人ひとり個性豊かで長所も多いが、年齢相応の基本的な生活習慣や社会規範が身につけていない、人間不信に陥り大人との信頼関係が容易には持てない、語彙が乏しく自分の思いを言葉で表現することが不得手で意思疎通が十分にできない、感情の表出に乏しい、落ち着きがなく情緒が不安定、あるいは短絡的・他罰的で攻撃的、罪悪感に乏しいなどの傾向がある。

また、入所理由別では、反社会的な行動（近年では性加害が増加）や非社会的な心の問題を持つ子どものほか、虐待を受けた子どもや発達障害などの子どもなど、入所理由も多様化してきている。今年度においては、小学校4年生から中学校を卒業した児童までの幅広い年齢児童に対し、一人ひとりの自立に向けて必要な生活習慣をはじめとし、先の進路や学習の支援、退園後の生活を見据えた支援を実施した。

寮では、子どもたちの家庭に代わる最も大切な生活の場として、不安や疲れが癒されるような和やかな雰囲気の下、学校や家庭と連携を図りながら一人ひとりの理解を踏まえて生活支援に努めている。

また、今年度も家庭支援専門相談員、個別対応職員、心理療法担当職員を配置し、保護者、児童に対するきめ細やかな助言・支援に努めた。

1 目的

様々な生活場面で、また個別や集団での現実原則に即した支援を積み重ねること等により、家庭や学校、職場、そして地域社会での適応を図ることを目的とし、以下について重点的に援助した。

- (1) 発達段階に応じた基本的な生活習慣を身につける。
- (2) まず、職員との信頼関係が築けるようになり、次に父母など身近な者との人間関係が修復、改善される。
- (3) 他者への思いやりや協調性を育てる。
- (4) 発達段階に応じた社会規範を身につける。
- (5) 学校での生活や就労への意欲を喚起し、適応を図る。
- (6) 安心感、くつろぎ、癒され体験等によって、情緒の安定、心の成長を図る。
- (7) 自ら考えて行動するという自主性、主体性を育む。
- (8) 特別活動等によって充実感や達成感が感じられ、自信の回復や自己実現欲求等が促される。
- (9) 社会人として好ましいアイデンティティを育む。
- (10) 退所後の生活目標を定め、社会的な自立心を養う。

2 職員の関わり方

- (1) 子ども一人ひとりの理解に努め、個々に自立支援計画を作成するとともに、児童本人、保護者、児童の原籍校の教員、児童相談所担当者、学園職員による当該計画の共有の場である懇談会（五者懇談会）を開催し、それに基づく支援を行う。
- (2) グループワークを積極的に活用し、集団としての成長も図る。
- (3) 子どもと寝食を共にするという精神に基づき、生活のあらゆる場面を活用し、効果的な支援を行う。
- (4) 子どもの成長を“子どもと共にある”（=Withの精神）という姿勢で支援する。
- (5) 家族（特にキーパーソン）との人間関係の改善を子どものニーズの中核に据える。
- (6) 季節に応じた行事やレクリエーション等により、ストレスの解消や気分転換、趣味の広がりなどを図り、子どもたちが常に新鮮な気持ちで生活できるよう配慮する。
- (7) ボランティア等の社会資源をできる限り活用しながら、開放的で風とおしのよい、社会に開かれた施設運営に努める。
※今年度においては、新型コロナウイルス感染防止のため、ボランティアの受け入れは行事等の参加に限定して行った。
- (8) 子どもの自己実現欲求に基づき、家族と共に望ましい人間像を模索していく。
- (9) 障害の特性を理解し、子ども一人ひとりに合った支援を行う。

3 支援の展開

(1) 生活場面における支援

子どもの生活のあらゆる場面で、直接に様々な働きかけができるという利点を生かした、児童自立支援施設ならではの効果的なケアの方法である。それは、実際の言動（=事実）に基づくものであり、その場で子どもを自分の問題性に直面させて改善の必要性や糸口を具体的に提示し、実感させることができるからである。

個別面談の形をとる場合もあれば、グループワークの形で他児の意見から学んだり、問題解決の方法をその都度全員が学んだりすることもできる。同じことを何度も繰り返し、根気よく伝えていく必要のある場合が多い。このほか、さりげなく子どもの真意を確認したり、明確にしたり、共感することなどによって自我を強化するなど、カウンセリングの技法を活用する（生活場面面接）こともできる。

また、こうした生活面での支援は、その場限りではなく、必要に応じて掘り下げ、毎日の日記や週1回（木曜日の午後）の子どもとケース担当者との話し合いの時間等を活用しながら、粘り強く効果的な支援に努めている。

(2) グループワークの活用

施設では、子ども個人あるいは子ども集団が個々の子どもに及ぼす影響力が非常に大きいため、良い集団づくり、あるいは良きリーダーづくりが重要である。このため、個別ケア

と両輪をなす形で、効果的なグループワークに努めている。とりわけ、発達障害や知的障害があり、特別な支援が必要な児童については、個別の配慮をすることはもちろん、身につけるべき生活習慣の獲得に当たって、効果的なグループワーク及び集団の力を活用しているところである。

(3) 高等学校等進学

教員による専門的な授業、補習の効果を上げ学力を向上させるためには、児童が自ら学ぶ意欲をもつこと、生活を改善し学習習慣を身につけること、授業をきちんと受ける態度を身につけること、といった日頃の生活場面における学習支援が不可欠である。高等学校進学を希望する児童に対しては、日々の学習支援の他、受験校選定から受験手続、受験日当日の準備や引率等、みねやま分校と連携してサポートを行った。今年度、中3生は7名在籍した。高等学校を受験し、公立高校全日制に1名、公立高校定時制に1名、私立高校全日制に3名、通信制高校に2名合格することができた。

(4) 年長児の自立支援

今年度は中学を卒業した児童が2名在籍していた。

そのうち1名の児童については公立高校に進学し、家庭引き取り予定であったが、保護者に病気が見つかったため、治療や療養等保護者の状態が安定するまでの間、学園に在籍させ、引き続き入所支援を行った。

もう1名の児童については、私立高校に進学した後、自立援助ホームに入居した。本児が環境の大きな変化に慣れ、高校生活が軌道に乗るよう、斯道学園に在籍させ、自立援助ホーム、児童相談所等の関係者・関係機関と連携を取りながら支援を行った。

また、訪問してそれぞれの児童との面会の場を頻回に持ち、心理的ケアにも努めた。

(5) 家庭との連携を図るために

自立には家族の協力が必要不可欠である。そのため、入所後1か月より月1回の面会外出や毎月第4土、日曜日の家庭実習を継続的に実施している。また、家庭実習等の際のみならず、保護者面接のためにも学園に足を運んでいただき、職員がじっくり保護者の話を聞き、家族の問題に向き合うとともに、積極的に家庭訪問も実施し、助言や親子関係の調整を行っている。ただ、昨年引き続き新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、面会外出や家庭実習も自粛せざるを得ないこともあった。

その他、テニス・野球大会、学園祭、駅伝・マラソン大会、卒業を祝う会等の行事も新型コロナウイルス感染拡大前の状態にはほぼ戻して実施した。保護者や原籍校、関係機関等を招き、児童の活躍や成長ぶりを見ていただいた。

(6) より良い支援を目指して

より多面的な観点から子ども一人ひとりを理解し、そのニーズを把握し、より効果的な

支援を行うため、適宜ケースに関する協議を行うほか、週1回の寮会議、月1回の職員会議、学園とみねやま分校による合同職員会議を月1回設け、分校及び寮での支援における一貫性の確保とチームワークづくりに努めた。

日 課 (男子寮・女子寮ほぼ共通)

時 間	平 日	土・日・祝日
7:00	起 床、洗 面、掃 除	
7:20	朝 食	
7:30		起床、洗面、掃除
7:50		朝 食
8:30	登 校、体 操、朝 礼、学 習	部屋余暇
8:50 }	授 業	
9:25 }		寮活動、日曜作業、 学習、余暇
12:05	昼 食	昼 食
13:10 }	清 掃、授 業、帰りの会	余 暇 (スポーツ・外出・趣味)
14:30 }	帰寮・体育(クラブ活動)・寮活動・作業等	
16:10	掃 除、洗 濯 物 取 入 れ	
17:45 }	夕 食、入 浴、洗 濯	
19:00 }	余 暇、自 習、日 記	
21:00	就 床 (休前日は22:00)	
22:00	就 寝	

3 学習支援（学ぶ教育）

1 目的

児童自立支援施設に分校が併設されているという特色を生かし、児童一人ひとりの個に応じて、みずから学ぶ意欲を醸成し、学習習慣を身につけること、授業をきちんと受ける態度を身につけることにより、学力が向上するよう支援する。児童が原籍校に復帰後も自分の力を伸ばしていけるように、また、高校進学を希望する児童は自分の希望がかなうように、分校・原籍校と連携して支援する。

2 学習習慣を身につける取り組み

- (1) 平日は学校時間以外に寮で毎夕1時間、土日祝日は朝夕各1時間、自習時間を確保している。テスト前1週間はプラス1時間、受験生についてはさらにプラス1時間の学習時間を計画的・自主的にとるよう支援している。
- (2) 年3回、施設内で漢字検定を受験できるような体制をとっている。

3 みねやま分校との連携

- (1) 必要に応じ、授業中補助に入る。
- (2) 休憩時間中の児童の見守りをする。
- (3) 分校が児童・保護者で行う進路懇談に同席し、助言する。
- (4) 朝夕、学校と引き継ぎを行い、児童の個別状況を共有する。
- (5) 連絡ノート、テスト成績表、忘れ物反省文等に寮職員からもコメントを書き、学ぶ意欲をもって学習に前向きに取り組めるよう励ます。
- (6) 児童の特性等に応じ、授業体制や内容、補習、宿題等について検討、相談しながら支援する。

4 保護者との連携

- (1) テスト成績表を保護者に報告し、児童の努力を認めてもらう。
- (2) 高校受験に際しては、保護者の意向を聞き取る。
- (3) 家庭実習に際しては、協力を依頼する。

5 児童の原籍校との連携

- (1) 児童の原籍校と児童の関係を保つ。五者懇談会に出席してもらう他、月1回程度は学園から状況報告を行う。
- (2) 学園行事に案内し、児童の頑張りや成長を見てもらう機会を設ける。
- (3) 高校受験に際しては、特にきめ細かく連絡をとり、連携して進める。
- (4) 家庭実習に関しては、ケース会等実施しながら、連携して進める。

4 作業活動（働く教育）

1 目的

- (1) 作業を通して、勤労意欲や目的達成感を高める。
- (2) 力を合わせて働き、協働の精神と責任感を養う。
- (3) 体力や精神力（集中力・忍耐力）を高める。

2 実施時間

火曜日 14：45～16：00（寮によって異なる）

日曜日 9：25～10：30（寮によって異なる）

3 実施内容

- (1) 園内の除草作業等を中心に学園の環境美化に努めた。
- (2) 季節の野菜等を栽培し、収穫した野菜を調理して味わい栽培の楽しさを体験した。
- (3) 定期的に除草や肥料作業を実施し、びわの栽培・収穫を行った。
- (4) 日曜作業では、分校、寮、体育館、自転車置き場、学園内の環境整備を適宜行った。

4 令和5年度作業実施状況

びわの収穫やわずかな畑に野菜を植えるなど工夫して作業を行った。また定期的な園内の除草、本館の清掃、自転車の整備、学園周辺の溝清掃や落ち葉かきをするなどし環境整備につとめた。作業活動の始まりと終わりに点呼を行い、作業活動中は集中して安全に取り組めるよう気を付けた。

時季	実施内容
春	園内の除草、水路清掃、紫陽花畑の除草、園外クリーン作戦
	びわ畑の除草、摘果と袋かけ、収穫、玉ねぎ収穫
夏	紫陽花畑の剪定、除草
	びわ畑の施肥、剪定
秋	落ち葉かき、除草、水路清掃、園外クリーン作戦
	学園祭に向けての環境整備、柿の収穫、干し柿作り
冬	落ち葉かき、水路清掃、園外クリーン作戦
	びわ畑の除草、施肥、玉ねぎ植え付け

5 年長児童支援

1 目的

年長児童に対し、年長児童自立支援事業実施要綱による支援を行い、生活支援・作業活動、職場実習などを通して社会復帰の促進を図る。また、高校や専修学校等への進学により、専門的な技術を身につけ、自立に備える。

2 対象児童

- (1) 中学卒業後引き続き在園する児童
- (2) 中学卒業で新規に入所した児童

3 内容

概ね、以下のような段階を設定している。中学卒業後引き続き在園し、高校に進学した児童に関しては、進学先の学校と綿密に連絡を取り合い、協力して支援を行う。

第1期	基本的生活習慣の確立（園内処遇中心）
第2期	職場体験実習
第3期	職場実習

<個別状況>

	進学・実習先	通学・通勤方法	経過及び現状
A(男)	私立高等学校	自転車	窃盗、住居侵入等により、令和3年4月に家庭裁判所の審判で入所。学園生活の中で、何事もコツコツ継続して取り組むことを体得。その努力の甲斐あって私立高校に合格。また、入所中に両親が離婚。父が親権者となり父との面会や外出等の交流を重ねた。退園後は、父が仕事で不在がちなことから、自立援助ホームの入所を選択。体験利用等の準備期間として、同年4月まで在籍し支援を行った。また、本児の退園後の生活が円滑に進むようケース会を行い、関係機関との情報共有にも努めた。同年4月末に措置解除。その後は、フォローアップの形で支援を継続した。
B(男)	公立高等学校	自転車	深夜徘徊や母からの養育限界の訴えから令和4年5月入所。学園では、対人関係の課題に向き合った。また、面会や家庭実習を重ねる中で家族との関係修復も進んだ。何事もコツコツ継続して取り組むことを体得。努力の甲斐あって高校に合格。年度末家庭引き取り予定であったが、母が入院治療を行うことになり、受け入れ態勢が整う4月まで支援を行う。また、本児の退園後の生活が円滑に進むようケース会を行い、関係機関との情報共有にも努めた。同年4月末の措置解除後は、フォローアップという形で支援を継続した。

6 健康管理（栄養・保健衛生）

1 栄養

児童福祉施設における食事の提供は、入所児童の健全な発育及び健康の維持・増進の基盤である。また、おいしい、楽しいという情緒的機能を育てるとともに、児童と職員が一緒に楽しく食事をすることで望ましい人間形成に資するなど、精神的な面でも重要な役割を果たしている。また、生活習慣病の予防は、子どもの頃からの正しい生活習慣、とりわけ食習慣が重要であると指摘されており、食事を通して行われる食育の役割は大きい。

食事は四季折々の旬の食材を使うほか、形態や彩りに配慮し、食欲をそそるよう工夫している。児童の嗜好や誕生日のリクエストメニュー等に応え、郷土料理や伝統行事の料理もメニューに取り入れ、豊かな食習慣が身につくよう心掛けている。

このため、適正な栄養素量の摂取とともに、食事支援をより楽しく豊かにするために、定期的に食事委員会等を開催し、職員間での情報共有や意見交換等を行っている。

<調理実習>

コロナウイルス感染拡大の影響を受け例年より実施は少なかったが、寮の余暇時間を利用した調理実習、おやつづくりを行った。

<嗜好の把握>

入所時に栄養士が嗜好やおやつのリクエストを個別に聞き取り、毎日の献立やおやつに反映させた。

また、全児童を対象に、無記名の自記式で食事とおやつについてのアンケート調査を実施し、献立作成の参考としている。

<その他>

- (1) 各寮に配布する予定献立表に栄養価と栄養や食についての一口メモを掲載している。
- (2) 個別への支援として、退園後、自立支援ホームに入所を予定している中学3年生に調理に関する基礎を説明し、本人の希望するメニューに必要な食材の買い物、調理、後片付けを指導担当職員と共同で支援した。
- (3) 誕生日のリクエストメニューについては、栄養士が児童と相談して、食べたいメニューを優先しつつ、栄養のバランスも考えながら、メニューを決めている。
- (4) みねやま分校の総合学習で、バランスの良いお弁当を作るために必要な栄養の基礎について、ゲームを交えながら説明した。
- (5) 寮での食事・おやつの配膳量や活動量の参考となるよう、毎月、測定した身長と体重から肥満度を算出し、寮の保健担当者、保健師等と成長の状況を共有している。

2 保健衛生

(1) 治療・通院・健康診断・相談等

(延べ人数)

月 科目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
内科	0	1	3	3	3	3	3	4	4	1	4	3	32
整形外科	1	1	3	1	3	0	0	0	1	0	0	0	10
皮膚科	3	5	5	6	4	1	4	3	6	1	2	0	40
眼科	0	3	1	0	0	1	2	0	1	0	0	1	9
婦人科	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2
耳鼻科	0	0	1	1	0	0	1	0	0	2	0	1	6
歯科	0	1	1	0	1	0	1	1	2	0	1	5	13
精神科	3	2	3	3	5	5	5	5	4	3	3	2	43
内科 検診	4	7	7	0	0	11	0	12	3	0	0	0	44
歯科 検診	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
耳鼻科 検診	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
精神科 検診	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0	0	11
相談・ 処置	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
入院	0	0	21	31	3	0	0	0	0	0	0	0	55
計	11	27	50	45	19	21	17	25	32	7	11	12	277

※薬受け、予防接種は相談・処置に含む

7 心理支援

1 目的

心理支援の目的は大きく分けて3つある。1つは、入所理由に関連する課題の解決のために、子どもの内面に働きかけて成長を促すことであり、もう1つは、寮生活上のストレス軽減など情緒の安定を図ることである。3つめはアセスメント結果をもとに、寮職員など児童を取り巻く環境に働きかけることで児童の成長を促すことである。

2 内容・実施状況

(1) 心理療法

①アセスメント

新入生に対し、入所後1週間以内に心理検査や心理面接を行い、情緒・発達面等をアセスメントした。また在園児童についても適宜アセスメントし、寮担当者と共有した。

②心理療法面接

児童相談所から心理療法が必要と認められた児童および当施設入所後のアセスメントにより必要と考えられた児童に対し、心理療法面接を行っている。基本的には全入所児を心理療法対象児と考え、心理療法の機会を設けている。また、性加害を主訴に入所した男児を対象に個別での性問題行動再発防止プログラム、怒りのコントロールをテーマにしたアンガーマネジメント等、心理教育的な関わりも行っている。

性加害を主訴とした児童の増加に伴い、性問題行動再発防止プログラムの必要性は高まっている。当園の心理療法担当職員は1名であり、現在男性心理士が全入所児の対応を行っている。また、児童により、性加害に至った動機や相手、能力にもかなり違いがあることから、マニュアル化は難しく、個別にプログラムの内容を検討しながら実施している状況である。

(2) 職員とのコンサルテーション

①コンサルテーション

面接や行動観察結果などについて適宜、寮職員と情報共有や意見交換を行った。児童相談所担当者とも、要請に応じて守秘義務の観点から可能な範囲で情報共有や意見交換を行った。また、入所児童の課題解決の一助となるために、心理面接で実施したストレス軽減の方法等を寮職員にも伝え、担当の時間等に実施してもらった。

②自立支援計画

寮担当職員が作成する自立支援計画の「心理面」欄について、寮職員と協議をして作成した。自立支援計画をもとに心理面接やコンサルテーションを行うなど、各々の入所児童の課題解決に向け支援を行った。

3 現状と課題

心理療法面接は1回1時間程度とし、頻度は基本的に各児童月に1回程度とした。希望す

る児童には月2回の面接を行うこともあったが、心理士の勤務状況や入所児童数の関係で希望に沿うことができない場合もあった。

職員とのコンサルテーションは、入所直後のアセスメント後や関係機関とのケース会の前後、自立支援計画の作成時、児童との心理面接後などに行った。その他にも、随時、入所児童について寮職員と意見交換を行っている。個別面接・生活場面の情報共有が児童の環境調整に役立つことも多く、寮職員とのコンサルテーションも、心理支援の大切な一助となっている。

心理士が園内に1名在籍しているが、心理士が一時保護委託寮にて生活支援を行うこともあることから心理療法やコンサルテーションも十分な回数を実施できているとは言い難い。この課題については、児童相談所の児童心理士の協力を得て、児童との心理面接を行ってもらうことで、心理療法やコンサルテーションの回数の解決を図っている。

今後の課題として、保護者に対する心理教育が挙げられる。現在、児童相談所の児童福祉司や寮職員が保護者との窓口となって児童の様子を伝えている。学園の心理士は児相福祉司や寮職員に児童の課題解決のため意見を述べることもある。さらに今後は、家庭支援として五者懇談会などで保護者に児童との関り方について直接心理教育を行ったり、寮職員と連携して心理士も保護者面談に同席したり、また、必要に応じて保護者面接を行うなどしながら保護者支援を行って行きたい。

8 苦情解決

入所児童の権利を擁護するとともに、入所児童のニーズの把握や支援の改善を行い、施設運営の適正化を図る目的で、苦情を適切に解決する体制を整えてきた。「生活アンケート」を使用して、子どもの権利擁護の取り組みを推し進めている。

(1) 「苦情解決のしくみ」の説明

入所時に子どもに苦情解決のしくみ（意見箱の活用方法など）、職員から不適切な関わりがあったときの申し出方法について説明している。

(2) 意見箱の対応

学園内4か所に設置してある意見箱への投書に対して、苦情解決検討委員会で確認、対応を検討し、児童に回答している。また、第三者委員に定期的に報告・相談をしている。

令和5年度は4件の投書があった。紫雲寮の児童から私服のルールに対する要望が2件と身だしなみに関する要望が1件、岩松寮の児童からはテレビを見ている際の他児への不満の投書があった。紫雲寮の児童については検討の結果、寮のルールの改変を行い、岩松寮の児童についてはその場で速やかに職員と児童とが話し合いをすることで納得を得ることができた。

令和5年3月1日（金）には苦情解決制度実施報告会を実施し、第三者委員に各寮の現状や児童の生活状況等について報告を行った。

(3) 「生活アンケート」の実施

平成30年度から実施している「生活アンケート」について、隔月1回を基本としているが、令和5年度は生活アンケートの実施回数を見直しの検討を図るということで、2回の実施となった。また、裏面に自由記載欄があるが、他職員に伝えてほしいことについては、印をつけてもらうよう教示した。これにより、児童が秘密にしたいことと伝えてほしいことを区別できるようになった。

気になる回答については各寮担当者に確認し、適時対応している。また、アンケートのまとめを寮職員・分校教職員に回覧し、情報を伝え児童理解につなげている。

9 退所児童のケア

斯道学園管理規程及びフォローアップ事業とアフターケア事業実施要領に基づき、退所児童のアフターケアに努めた。

1 フォローアップ事業

(1) 目的

フォローアップ事業は、退所後、概ね1年未満の児童に対して、職員による家庭や職場への訪問、あるいは児童の来園（宿泊を含む）等により相談に応じて助言を行うなど、児童や保護者などの意思を尊重して、可能な限り有効なフォローアップに努めようとするものである。

(2) 対象

令和5年4月から令和6年3月までに退所もしくは措置停止期間中の児童

(3) 実施結果（令和6年4月現在）

	性別	年齢	進路	実施延べ回数		内容
				日帰り	宿泊	
1	男	16	家庭引取り 公立高校進学	42	0	電話連絡、関係機関との連絡、面会
2	男	16	自立援助ホーム入所 私立高校通学	26	1	電話連絡、施設訪問、関係機関との連絡、宿泊フォローアップ
3	女	14	児童養護施設入所 市立中学校転校	19	0	電話連絡、関係機関との連絡、施設訪問
4	男	14	家庭引き取り 市立中学校転校	12	0	電話連絡、関係機関との連絡、学校訪問
5	女	16	家庭引取り 定時制高校進学	4	0	電話連絡、家庭訪問、関係機関との連絡
6	女	16	家庭引取り 通信制高校進学	5	0	電話連絡、関係機関との連絡
7	女	16	家庭引取り 公立定時制高校進学	2	0	電話連絡、関係機関との連絡
8	男	15	家庭引取り 私立高校進学	3	0	電話連絡、関係機関との連絡
9	男	16	家庭引取り 公立高校進学	11	0	電話連絡、家庭訪問、関係機関との連絡
10	男	16	自立援助ホーム入所 私立高校進学	2	0	電話連絡、関係機関との連絡
合計				126	1	

2 アフターケア事業

(1) 目的

退所後概ね1年以上5年未満の児童に対して、児童が所属していた寮の職員が中心となって、相談に応じたり生活状況を把握して励ましたりするなど、児童や保護者の意思を尊重して可能な限り支援に努めるものである。

また、退所後5年未満の児童全員に対して、概ね12月～2月にかけて生活状況調査を行い、助言等を行った。

(2) 対象

退所後概ね1年以上5年未満の児童

ただし概ね12月～2月にかけての生活状況調査は退所後1年未満の児童も対象とした。

(3) 実施結果（令和6年3月現在）

	性別	年齢	退所年月	退所後の進路	実施延べ回数				内容
					家庭本人	職場学校	関係機関 その他	計	
1	女	22	H30.4	無断外出後に解除	1	0	0	1	電話連絡
2	男	20	H30.5	中学校復学	2	0	1	3	電話連絡、関係機関との情報共有
3	男	21	H30.7	サポート校進学	1	0	1	2	電話連絡、関係機関との情報共有
4	男	19	H30.8	中学校復学	1	0	0	1	電話連絡
5	男	21	H30.8	高校進学	1	0	0	1	電話連絡
6	女	20	H31.3	定時制高校進学	1	0	0	1	電話連絡
7	男	20	H31.3	高校進学	1	0	0	1	電話連絡
8	男	20	H31.3	高校進学	1	0	0	1	電話連絡
9	男	20	H31.3	高校進学	1	0	1	2	電話連絡、関係機関との情報共有
10	男	20	H31.3	定時制高校進学	1	0	1	2	電話連絡、関係機関との情報共有
11	男	20	H31.3	特別支援学校進学	0	0	1	1	関係機関との情報共有
12	男	19	H31.3	県外中学校復学	1	0	0	1	電話連絡
13	女	16	R1.5	小学校服学	1	0	0	1	電話連絡
14	男	21	R1.5	自立援助ホーム	1	0	0	1	電話連絡

15	男	20	R1.6	通信制高校進学	1	0	1	1	電話連絡、関係機関との情報共有
16	男	19	R1.8	中学校復学	1	0	1	1	電話連絡、関係機関との情報共有
17	女	20	R1.8	私立高校通学	1	0	0	1	電話連絡
18	女	16	R1.11	小学校復学	1	0	0	1	電話連絡
19	女	21	R2.3	通信制高校	0	0	0	0	連絡先不明
20	男	19	R2.3	養護学校高等部	1	0	1	2	電話連絡、関係機関との情報共有
21	男	19	R2.3	就職活動	1	0	0	1	電話連絡
22	男	19	R2.4	養護学校中等部	0	0	1	1	関係機関との情報共有
23	男	17	R2.6	就職	1	0	1	2	電話連絡、関係機関との情報共有
24	男	16	R2.6	中学校復学	1	0	0	1	電話連絡
25	男	17	R2.8	養護学校高等部	0	0	1	1	関係機関との情報共有
26	女	17	R3.3	養護学校高等部	1	0	0	1	電話連絡
27	女	18	R3.3	高校進学	1	0	0	1	電話連絡
28	女	18	R3.3	高校進学	1	0	0	1	電話連絡
29	男	18	R3.3	高校進学	0	0	1	1	関係機関との情報共有
30	女	18	R3.3	高校進学	1	0	0	1	電話連絡
31	女	18	R3.3	高校進学	1	0	0	1	電話連絡
32	男	18	R3.5	高校進学	1	0	0	1	電話連絡
33	男	17	R3.5	中学校転校	1	0	0	1	電話連絡
34	女	16	R3.8	中学校復学	0	0	1	1	関係機関との情報共有
35	男	18	R3.12	自立援助ホーム	1	0	0	1	電話連絡
36	男	13	R4.3	施設変更	0	0	1	1	関係機関との情報共有
37	女	17	R4.3	養護学校高等部	1	0	0	1	電話連絡
38	男	17	R4.3	自立援助ホーム	6	0	6	12	電話連絡、関係機関との情報共有

39	女	17	R4.3	高校進学	0	0	1	1	関係機関との情報共有
40	男	17	R4.3	専門学校進学	1	0	0	1	電話連絡
41	男	16	R4.10	高校進学	5	0	0	5	電話連絡
42	男	16	R4.12	高校進学	27	0	13	40	電話連絡、家庭訪問、関係機関との情報共有
43	男	16	R5.3	高校進学	25	0	3	28	電話連絡、本人面談、関係機関との情報共有
44	女	16	R5.3	自立援助ホーム	30	0	1	31	電話連絡、施設訪問、関係機関との情報共有
45	男	16	R5.3	障害児支援施設	10	0	22	32	電話連絡、本人面談、関係機関との情報共有電話連絡
46	女	17	R5.3	国立病院入院中	2	0	2	4	電話連絡、病院訪問、ケース会出席
合 計					137	0	62	199	

<生活状況調査の結果>

(ア) 対象児童とその状況

過去5年間の退所児童を対象に、概ね12月～2月にかけて現状調査を行った。

その結果、対象46名のうち、本人や家族と連絡が取れたのが21名、関係者等から情報を聞いたのが10名、合わせて31名の状況が確認された。方法としては電話が16名、来園等による面接が1名、家庭訪問・職場訪問が2名、その他2名である。詳細な結果は以下に示すが、様々な経過をたどりながらも約7割の児童が現在問題なく過ごしていることが分かった。

また、関係者とも連絡が取れず状況が不明の児童が46名中10名いた。

(イ) 内訳

① 現在の状況

現在の状況	調査対象者数	対象人数	比率
就労・アルバイト	46	13	28.2%
少年院・鑑別所・国立児自施設		1	2.2%
在学・登校		7	15.2%
無職・在宅（不登校も含む）		1	2.2%
入院		2	4.4%
結婚・在宅 （同棲・シングルマザー等含む）		0	0.0%
児童自立支援施設（他県含む）		0	0.0%
死亡		0	0%
不明		22	47.8%

② 現在の問題行動の有無（複数選択あり）

問題行動の有無	調査対象者数	対象人数	比率
触法行為 (矯正施設入所も含む)	46	3	6.5%
家族とのトラブル・ひきこもり		0	0.0%
不良交友		4	8.7%
精神疾患		2	4.4%
なし		20	43.5%
不明		17	36.9%

③ 再犯率（退所後、現在まで触法行為が確認されたもの） 46名中7名 15.2%

(ウ) 生活状況調査の結果から

- ・現在の生活状況については、就労や通学、結婚をしている者が20名おり、約4割が何らかの社会的役割を果たしている。
- ・問題行動としては、6.5%が触法行為を起こしている。残念ながら、退所後、何らかの施設を再度利用している者もいる。調査の中で重複確認していることもあり、触法行為を起こさないまでも、現在も問題行動のある者は19.6%である。不良交遊に関しては実態を把握しにくい面もあり、数は少ないものの確認された。
- ・家庭環境に問題のあるケースもあるが、退園後も家族とのトラブルがありながらも大きな問題になることなく生活できているようである。
- ・退園後、高校進学した児童のなかには、高校中退となるケースも確認された。家族からの支援の少なさ、不良交友、触法行為など様々な理由はあるものの、高校中退に至る契機の前にアフターケアの支援が行き届いていたら結果が違ったのではないかと感じる。
- ・全体的傾向や援助の効果については、退所後の年数が均一ではないことから一概には言えないが、ケース支援のあり方を模索するために、今後も同様な調査をする意義はあると思われる。アフターケアをきっかけに、在園したことの意味や学園とのつながりが再認識される児童もいて、一斉に調査をすることの効果も感じられる。
- ・今回の調査では、連絡が取れなかったケースが17名おり、約36.9%のケースで退園後の動向が掴めなかった。本人や家庭と直接連絡が取れない場合は、学校や地域、関係機関との情報共有の場を持つ等、包括的な支援ネットワークを形成する必要があると思われる。

3 課題

学園在園中の生活により、意識・行動改善がなされても、入所前と大きく変わることはない家庭、地域環境へ復帰していくために、退所後の生活においても学園や児童相談所、学校な

ど関係機関による援助が必要とされる場合が多い。特に、小・中学校の義務教育期間中に退園したケースについては、要保護児童対策協議会等を利用しながら関係機関との連携を強め、退園児童や保護者のフォローアップに力を注いできた。フォローアップやアフターケアを通じて、児童とコンタクトを持つことで、在園中の生活を振り返り、現在の自分の生活を再確認することができる。生活が乱れつつある場合にはその修正を図り、通学や就職が好調な場合においても、その生活を継続していく励みにすることができる。担当職員を中心に定期的・継続的にフォローしていき、成果を得たケースもあるが、児童や家族からの相談があつて初めて緊急に対応せざるを得ない場合もある。本人や家族が相談の時期を逸してしまうなど、必ずしもタイミングよく対応することができない場合もある。

また、退園してから4年目～5年目のケースのアフターケアには、当時の担当者の異動・退職などにより、ケースの状況が把握しにくくなったり、さらに退園児童、保護者と学園との繋がりが稀薄となったりしてしまつたケースが多々存在する。今後、アフターケアの充実はもちろんのこと、さらに入園直後からの親子関係の調整（＝家族再統合）への努力が一層必要であり、学校や地域、関係機関を含めた支援体制を整えていくことが課題となっている。

10 関係機関との連携

1 目的

児童相談所、学校、その他関係機関との連携を深め、児童のより良い自立支援を目指すことを目的とする。

2 方法

児童に関する連絡、面会、訪問などは随時行うほか、学園祭、卒業を祝う会など学園行事への招待や学園見学、五者懇談会など学園やみねやま分校主催の関係機関との協議会等において、交流、話し合い、情報の共有等を通して連携を深めている。

3 児童相談所

児童相談所とは、各児童に関する情報交換や協議を適宜行っている。また、必要に応じて児童心理司による児童との面接も実施してきた。その他、例年であれば行事に担当児童福祉司・心理司等を招待し、日頃の学習の成果や児童の成長を見てもらう機会としていたが、近年は新型コロナウイルス感染拡大状況のため招待できていなかった。ただ、今年度は関係者に制限してではあったが行事の案内も行い、担当者らに児童の成長した姿を見てもらう事ができた。

4 学校

入所児童の原籍校との連携を強化するため、原籍校への連絡を密にすることはもちろん、学校訪問も積極的に行い、必要に応じて学校とのケース会議を実施している。学校側からもケース会などの機会に、またそれ以外でも適宜来所してもらって面会を実施し、児童の励みになっている。

5 その他の関係機関

入所児童に関係のある警察署、家庭裁判所、少年鑑別所、福祉事務所、要保護児童地域対策協議会などに対して、必要に応じ児童の状況について連絡を行い、あるいは連絡会に出席して連携を深めた。

※関係機関との連絡協議会については、「職員研修」の項目を参照。

1 1 地域との交流事業

児童の自立支援を充実させるために、地域の方々の理解と協力が必要である。そのために学園行事等に関係機関や地域住民の参加を呼びかけ、児童と交流する機会を設けることで、学園に対する理解と啓発を図っている。

1 行事を通しての交流

(1) 斯道学園祭 (R5. 10. 27)

例年、児童の活動および日常生活の取り組みの発表の場とすること、児童の保護者や原籍校の教員、関係機関との交流を促進するとともに、施設への理解を深めてもらう機会とすることを目的に学園祭を開催している。昨年度までは新型コロナウイルス感染拡大の影響で規模を縮小して実施していたが、今年度はバザー販売なども再開した。

令和5年度も例年通り児童が自分たちで学園祭のテーマを考え、コンテストによって「戻らない今を大切に 希望を持って仲間と進もう」が選ばれた。このテーマに合わせたポスターをみねやま分校の授業で作製し、学園祭に来園した人に投票してもらうポスターコンテストも行われた。また、みねやま分校の授業やそれぞれの寮で練習してきたステージ発表では、書道パフォーマンスや踊りを披露した。児童の保護者や原籍校の教員、学園関係者の参加も得られ、児童との交流が深まる良い機会となった。外部からは102名（保護者13名、関係機関68名、原籍校9名、後援会・ボランティア12名）が参加した。

(2) ひな祭り茶会 (R6. 2. 22)

令和元年度以来4年ぶりにひな祭り茶会を開催することができた。1月半ばより、お点前の練習を開始。お点前の指導は釜野多美子先生に来ていただき、計8回の練習を行った。また、今年度については、お点前の練習を中3生以外の児童を対象にし、男子児童にも練習を行った。主体的にお点前の練習に参加することができており、当日のお点前やお半東にも、男子児童に入ってもらい練習の成果の披露を行った。中3生については、2回お運びの練習を行い。当日はお運びを担当した。女子児童については希望者は着物を着て参加した。所作に苦慮した様子ではあったが普段できない体験ができた。お点前の練習は礼儀作法の体験にもなり、日本の伝統文化に触れるいい機会となった。着物の着付けボランティア1名・水屋のボランティア(リハーサル4名・当日7名)の協力を得て実施できた。当日は3席設け計65名（保護者5名・関係機関24名・児相関係25名・原籍校4名・ボランティア7名）の参加があった。

(3) 卒業を祝う会 (R6. 3. 14)

中学校、小学校を卒業した児童の門出を祝い、新たな出発を応援すること、児童達の成長した姿を披露する機会とすることを目的として、みねやま分校との共催で開催した。在校生代表による送辞、卒業生それぞれの答辞は大変感動的であった。年間通して取り組んだ行事や

日々の生活を振り返る「思い出のアルバム」の上映も行った。

卒業生保護者をはじめ、原籍校教諭、児童相談所担当福祉司といった関係機関の他、香川県子ども政策推進局次長、子ども家庭課長、児童相談所長、後援会役員といった来賓の方々とともに、無事に中学生7名、小学生1名の卒業を祝うことができた。（外部からの参加者6名（保護者5名、後援会2名、児童相談所職員11名）

2 他施設との交流（R5.10.21）

例年、川部みどり園「みどり園まつり」に招待され、「エイサー」「祭り」「ソーラン節」などの踊りを披露している。今年度は4年ぶりに「みどり園まつり」の開催があり、招待を受けた、当日は女子寮児童5名・職員4名で参加し「エイサー」「一笑懸命」の踊りを披露した。

3 ボランティアの受け入れ

紫雲寮のテニス練習（5月～7月）には、毎水曜日にボランティアの方が指導に来てくださった。毎週日曜日にはたこ焼き屋（松崎氏）からたこ焼きをいただいている。今年度から学園祭のバザーやひな祭り茶会の着付け・水屋に来てくださっているボランティアの方々、年1回お寿司を提供してくださる香川県高松割烹飲食業生活衛生同業小組合の方々については再開した。昨年5月～8月に高松短期大学の学生さんのボランティアが2名あり延べ10日程度岩松寮の児童支援のボランティアに来ていただいた。

今年度も新型コロナウイルスの影響もあり、余暇支援に来てくださっている香川大学BBSのボランティア参加がなかった。

ボランティア参加数：テニス1名（5月～7月毎水曜）

：たこやき1名（通年：毎日曜）

学園祭バザー 6名・1名・4名（準備：3回）・

11名（当日）・片付け1名

ひな祭り茶会水屋4名（リハ）・7名（当日）

ひな祭り茶会着付け1名（打ち合わせ2回・当日）

香川県高松割烹飲食業生活衛生同業小組合

4月・2月：ともに15名程度の参加を頂いた。

高松短期大学ボランティア（岩松寮）延べ10日程度

1 2 実習生の受け入れ状況

1 現状

社会福祉士や保育士の資格取得のために必要な施設実習を実施するため、当学園での実習を希望する大学や専門学校の学生を受け入れている。入所児童の傾向や施設の特性などから、当学園での実習には特に事前学習や目的意識が必要であるため、「実習の手引き」を基に事前指導の充実を図るとともに実習中の学生に対する個別指導に努めている。

2 実績（令和5年度）

学 校 名	人数	期 間	内 容
香川大学	2	9/11～9/21	保育実習
四国学院大学	1	7/3～7/14	保育実習
四国学院大学	1	8/16～8/24	ソーシャルワーク実習
高松大学	1	6/12～6/22	保育実習
計	5名	延べ54日	

1 3 広報・啓発活動

1 目的

園内誌の発行、高松地区中学校生徒指導主事研修会への参加、当学園での研修会の開催等を通じて、当学園の活動や児童の状況を紹介し、当学園についての理解を得ることを目的とする。

2 園内誌『いわまつ』の発行状況

発行回数	年2回（令和5年10月：第156号、令和6年3月：第157号）
発行部数	各号約120部
送付先	保護者、児童出身学校、子ども女性相談センター、西部子ども相談センター、家庭裁判所、警察署、本庁主管課、保健福祉事務所等の関係機関、地域の協力者等
紙面の内容	寮・分校の近況報告、転入職員・教員からのメッセージ、行事報告、スポーツ大会成績、主な行事予定等

3 ホームページ

平成31年2月28日に当園のホームページを作成し、当園の支援概要等について公開した。また事業概要や苦情解決制度の利用状況も公開し、事業概要やパンフレットについてはダウンロードできるようにしている。

4 高松地区中学校生徒指導主事研修会への参加

関係機関を含む情報交換や、各中学校生徒指導担当教諭による研修会として開催されている。当園は、警察署、少年鑑別所、子ども女性相談センター等とともに、関係機関として参加している。入所児童の現況報告や行事の案内等を行う場となっている。

5 施設見学者等の状況

年 月 日	団 体 名 等
R5. 5. 10	香川県子ども政策推進局次長
R5. 5. 25	教育センター長期研修員・職員（研修）
R5. 6. 10	斯道学園後援会役員（会計監査・役員会）
R5. 6. 14	高松短期大学生・教諭（ボランティア希望学生）
R5. 6. 20	香川大学法学部学生・教諭（研修）
R5. 6. 21	香川大学教育学部学生・教諭（研修）

R5. 8. 23	香川県庁インターンシップ学生（研修と実習）
R5. 9. 20	高松市教育委員会（みねやま要請訪問）
R5. 9. 26	児童相談所実習生（研修）
R5. 10. 27	斯道学園後援会役員・会員等（学園祭）
R5. 12. 4	香川大学教職大学院生（研修）
R6. 2. 22	斯道学園後援会役員・会員等（ひな祭り茶会）
R6. 3. 1	苦情解決第三者委員（報告会）
R6. 3. 14	斯道学園後援会役員等（卒業を祝う会）

6 研修講師等派遣実績

	開催年月日	研修会等名	研修テーマ	対象者	参加人数
1	R5. 6. 28	児童福祉司任用後研修	社会的養護における自立支援	児童相談所職員等	20
2	R5. 5. 25 R5. 6. 30 R5. 7. 19 R5. 9. 22	13歳の自律教室	社会的に自立できるための法教育等	県内中学1年生と担当教員	30～200

1 4 職員研修

1 目的

今年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響のために、他県への体験実務研修等への積極的な派遣はできなかったが、できる範囲で各種研修会に参加し、園内での研修も実施することにより、県職員及び児童自立支援施設職員として必要な知識や技術を学び、専門性と資質の向上を図った。協議会等は中止になったものも多いが、参加できたものについては、関係機関との連携を深めることができた。

2 主な専門研修内容

(1) 園外研修

研修会	主な研修テーマ	期間	場所	人員
全国児童自立支援施設職員研修 新任施設長研修（法定研修）	子どもと職員が育つ 施設運営	5/23～ 24 9/5～7	国立武蔵野 学院	1
全国児童自立支援施設職員研修 新任職員研修	児童自立支援施設におけ る子どもと職員の育ち	5/30～ 6/1 10/3～ 5	国立武蔵野 学院	2
香川県ヤングケアラー講演会	ヤングケアラーを知って いますか?～ケアを担う 子どもたちの現状と課題	6/16	社会福祉総合 センター	1
全国児童自立支援施設長会議及び 研修会（和歌山県開催）	児童自立支援施設の機能 強化について等	6/22～ 23	和歌山県（アバ ローム紀の国）	1
児童福祉施設心理担当職員合同研 修	「子どもの意見表明と参 画」「連帯感のあるチー ム」「協働による包括的 なアセスメント」	7/13	オンライン	1
児童福祉施設新任（若手）職員研修 会及び情報交換会	社会福祉職場の現状 等	7/14 10/23 1/26	斯道学園他	5
香川県アドボカシー研修会	熊本県での取り組みを学 び、香川県での実践に生 かしていこう	7/21	教育会館	1
全国児童自立支援施設職員研修 スーパーバイザー研修	チーム養育と人材育 成	8/8～ 10	国立武蔵野 学院	1
中国・四国地区児童自立支援施 施設長・庶務主任研究協議会 （徳島県開催）	各施設よりの協議題につ いての状況説明等	9/14 （～15）	徳島県	2

新任社会福祉等職員研修会	福祉現場業務を知り、幅広い福祉的視野を得る	9/15	川部みどり園他	2
四国地区福祉専門職員連絡協議会（徳島県開催）	各施設よりの協議題について意見交換	9/29	徳島県立徳島学院	2
全国児童自立支援施設職員研修中堅職員研修（短期実習コース）	子どもの育ちのアセスメントとチーム養育	10/17～20	国立きぬ川学院	1
「児童虐待防止相談機能強化事業」研修会	愛着障害と発達障害の理解と支援	10/28	子ども女性相談センター（オンライン）	2
児童虐待防止講演会	児童の権利擁護と児童虐待の予防について	11/28	香川県庁ホール	1
全国児童自立支援施設職員研修中堅職員研修（コースⅠ）	子どもの育ちのアセスメントとチーム養育	12/5～8	国立武蔵野学院	1
中国・四国地区児童自立支援施設職員研修会（島根県開催）	子どもの意見表明権の保障	12/14～15	島根県	2
香川県児童福祉施設連合会研修会	社会的養護を必要とする子どもの養育支援について	12/15	教育会館	3
全国児童自立支援施設職員研修中堅職員研修（コースⅡ）	子どもの性問題の理解と対応	1/23～26	国立武蔵野学院	1
香川県児童福祉施設連合中堅職員研修会	チームリーダーに必要なマネジメント研修	1/31	亀山学園	2
次年度アドボカシー活動情報交換会	今年度の活動の現状と課題等	2/15	オンライン（香川県庁）	1
基幹的職員研修	職員のスキルアップ	2/16・21・28 3/7	斯道学園 香川県庁他	2
ヤングケアラー専門研修会		3/6		2

(2) 園内研修

研修会	研修テーマ	開催日時	講師
職員研修	児童自立支援施設に関する 主な規定規定 令和5年度の理念・運営方針	5/18	園長
職員研修	ストレス対策～精神的健康の ために実践できる21の方法	5/25	山田心理士
職員研修	熱中症対策（職員の立場か らの注意事項）	6/29	有村保健師
職員研修	性的虐待等に関する専門研修	12/12	
職員研修	感染症対策 ～吐物処理をマスターしよう～	12/14	有村保健師
職員研修	児童自立支援施設における 子どもの人権擁護について	3/15	船場地域連携 支援室長
職員研修	性的少数者に関する人権研 修		人権・同和政策課 (オンライン)

(3) 協議会等

協議会等	期間	場所	参加関係機関
四国地区児童自立支援施設協議会 定例役員会	6/7 2/27	高知県	四国地区児童自立支援施設
四国地区少年野球大会実務者会議	6/5	高知県	四国地区児童自立支援施設
四国地区少女テニス大会実務者会議	7/6	香川県	四国地区児童自立支援施設
四国地区少年少女駅伝・マラソン 大会実務者会議	10/24	愛媛県	四国地区児童自立支援施設
四国地区児童自立支援施設心理担 当職員連絡協議会	未開催	未開催	四国地区児童自立支援施設
社会的養育体制に係る施設・里親 等との意見交換会	7/18	斯道学園	子ども家庭課、児童福祉関係 施設・里親等
高松市児童対策協議会代表者会議	6/6	高松市役所	高松市医師会、高松人権擁 護委員協議会、高松北警察 署、高松市保健所等
高松市児童対策協議会実務者会議	9/22 2/28	高松市総合教 育センター	高松市医師会、高松人権擁 護委員協議会、高松北警察 署、高松市保健所等

施設連絡会	12/5	斯道学園	子ども女性相談センター 西部子ども相談センター
援助困難事例検討会	1/22	子ども女性 相談センター	子ども女性相談センター 西部子ども相談センター 子ども家庭課、市町担当課 児童福祉関係施設等
心理療法事例検討委員会	7/20 11/16 1/18 3/21	子ども女性 相談センター	子ども女性相談センター 西部子ども相談センター 子ども家庭課 児童福祉関係施設等
児童福祉施設連合会総会	5/16		子ども女性相談センター 西部子ども相談センター 子ども家庭課 県内児童福祉施設
香川県子ども・若者支援地域協議 会実務者研修会	10/23	レクザムホール	子ども政策課 子ども女性相談センター 西部子ども相談センター 少年鑑別所 県内各社会福祉協議会

15 主な年間行事

月	主 な 行 事 等
4月	着任式、1学期始業式、野外活動・桜を愛でる会、身体測定、視力・聴力検査、検尿、体力テスト、内科検診、眼科検診
5月	GW 家庭実習 1学期中間テスト、全国学力・学習状況調査
6月	生活アンケート、学習の診断①（中3）、耳鼻科検診、塩分指導教室、手洗い教室、漢字検定、1学期末テスト、熱中症予防教室、歯磨き指導教室 歯科検診
7月	内科検診、四国地区少年野球大会（高知）、1学期終業式、四国地区少女テニス大会（香川）
8月	ディキャンプ 夏季家庭実習
9月	2学期始業式、学習の診断②（中3）、歯科検診、2学期中間テスト、修学旅行
10月	学習の診断③（中3）、漢字検定、非行防止教室、内科検診、生活・学習発表会、生活アンケート
11月	学習の診断④（中3）、県学習状況調査（中2）、インフルエンザ予防接種、心電図検査、2学期末テスト、駅伝・マラソン大会試走
12月	精神科問診、四国地区駅伝・マラソン大会（愛媛）、私立高校進路懇談会（中3）、いのちのせんせい、インフルエンザ予防接種、2学期終業式、クリスマス会、冬季家庭実習、餅つき
1月	学習の診断⑤（中3）、新年会、3学期始業式、私立高校入試（中3）、学習の診断総合①（中3）、公立高校進路懇談会（中3）、生活アンケート
2月	漢字検定、学習の診断総合②（中3）、学習の診断（中1・2）、学年末テスト ひな祭り茶会
3月	公立高校入試（中3）、卒業を祝う会、終業式・修了式、生活アンケート、春季家庭実習、離任式

* 誕生会：児童の誕生月に実施

（1）徒歩の旅

斯道学園の伝統行事であり、児童達が長距離区間を完歩することで達成感を味わうこと、また困難に立ち向かう姿勢を培うことを目的として毎年10～11月頃に行っている。

その年に設定した長距離区間を児童達、学園職員、みねやま分校教諭が一丸となり目的地を目指して歩くというものである。令和5年度は11月2日に一日をかけて実施し、斯道学園から歩き始め屋島山頂を目指している。屋島山頂では、ウォークラリーを開催し、職員と児童がペアになって屋島に関係する問題を解き知見を深めている。山頂から眺める景色や香川県の街並みを楽しみながら累計16.5kmの旅路を完歩した。

(2) キャンプ

女子寮は、令和5年8月8日(火)に「柏原溪谷キャンプ村T a T u T aの森」にてデイキャンプを行った。T a T u T aの森は、山々や川に囲まれた自然豊かな場所でBBQや川遊びができる。普段の日常からかけ離れた自然の中で子どもも大人もたくさん遊び、飲食を楽しむことができた。参加児童数 女子5人、参加職員数 学園職員3名

男子寮は、令和5年8月18日(金)に「高松市立御山公園」にてデイキャンプを行った。普段の生活では味わえない自然と触れ合い、日々の疲れを癒せる機会となった。また、仲間と役割分担をしてBBQを行い、協力することの大切さを学びながら楽しめていた。

参加児童数 男子4人、参加職員数 学園職員4人、実習生1人

(3) 野球大会

児童自立支援施設入所児童が、野球を通じてスポーツに興味を持ち、体力と技術の向上並びに協調性を身につけることや達成感を得ることを目的とし、全国大会を目指し、7月中旬に開催される四国地区少年野球大会に向けて、マラソン大会終了後から練習を始めている。そもそも野球を経験したことがない児童が多く、ルールは勿論マナーも含めて身につける必要がある。当園はグラウンドが狭いため、片道3kmに位置する河川敷球場を借り、球場まで走って行き、練習を行っている。毎週3回の体育活動時の練習や他県施設やOB職員相手の練習試合、生活の場面でも余暇を利用して自主的にキャッチボールを行うことで、スキルも徐々に習得でき、大会に向けてモチベーションをあげている。

令和5年度は7月13～14日に高知市東部総合運動場(高知県)で開催された。オープン参加のため、順位はつかなかったが、日ごろの練習の成果を存分に発揮できた二日間であった。参加児童数 男子3人、参加職員数 学園職員6人

対戦結果	一回戦	VS 徳島学院	10対0で勝利
	三位決定戦	VS えひめ学園	9対13で敗退

(4) テニス大会

四国四県の児童自立支援施設の女子児童が相互の親睦を深めるとともに、テニスを通じて体力と技術の向上及び協調性を身につけることを目的としている。

毎年8月上旬に開催される四国地区少女テニス大会に向けて、令和5年度は4月から練習を始めた。練習ではフォームやルールなど技術的な面以上に、練習前の挨拶や練習中の返事や応援の声も重視している。テニスの技術の向上以前に児童の健やかな成長を助長し、心身ともに健康で大きな人間に育つための活動として行っている。当園の体育館では正規のコートの広さでゲームすることが難しいため、6月から週3回の練習のうち2回は、同じ県の施設である川部みどり園の体育館を借り、練習を行った。今年度は、一月ごとに新入所があり、また小学生や身体的ハンディキャップを持っている児童もあり、その子の進度に応じた個別の指導もおこなった。開催県と言うこともあり実際に行われる高松市総合体育館でも7/20にリハーサルを兼ねた練習を行った。

令和5年度は、8月2日、3日の二日にわたり高松市総合体育館で第38回四国地区少女テニス大会が開催した。大会結果は以下の通りとなった。

団体戦…第3位

個人戦ダブルス…第3位1ペア

参加児童数 大会全体8名 学園5名

参加職員数 学園職員12名・分校職員6名(開催県のため事務局運営も含む)

(5) マラソン大会

毎年11～12月に、四国地区にある児童自立支援施設対抗で行われる駅伝・マラソン大会に出場している。競技種目は、7人1チームの「駅伝の部」と、個人で走る「マラソンの部」の2種目がある。今年度は駅伝の部のみに参加した。テニス大会や野球大会とは異なり男女合同で出場する大会であるため、施設一丸となった一体感を児童が感じられる貴重な機会であるとともに、基礎体力や児童の人間力の向上、心身ともに健康な人間に育むことを目的としている。

今年度は9月から練習を開始し、毎週3回の体育活動の時間に練習を行った。近隣の河川敷や山道のランニング練習、運動公園の敷地を使用した記録会等の練習を行った。

令和5年度四国地区少年少女駅伝・マラソン大会は、12月1日に愛媛県の「西条ひうち陸上競技場」で開催され、大会結果(入賞者)は以下の通りとなった。

●駅伝の部…総合：4位

●女子・小学生マラソンの部…女子1位、男子2位、3位

参加児童数 男子6名 女子5名

参加職員数 学園職員11名 分校教員6名

(6) クリスマス会・餅つき

クリスマス会は、児童、職員、教職員共同で参加することで、子どもたちに家庭的な行事を経験させて社会性を養うことを目的としている。今年度のクリスマス会は男女が一緒に、ケーキやお菓子等の会食を行った。それぞれにクリスマスプレゼントを用意し、ビンゴゲームの商品としてプレゼントを獲得し、児童も職員も笑顔で盛り上がる事ができた。

参加児童数 男子6名 女子5名

参加職員数 学園職員13名 分校教員6名

近年、餅は機械で作られていることが多いが、学園では臼と杵を使い、昔ながらの伝統を子どもたちに伝えることを目的として、餅つきを12月27日に実施している。臼と杵での餅つきを初めて行う児童も多く、苦戦しながらも楽しみながら行う事ができた。

参加児童数 男子6名 女子5名

参加職員数 学園職員11

16 一時保護受託事業

令和元年から一時保護委託の受け入れを開始している。開始当初は、受け入れ対象を「小学生低学年から高学年の男児」としてきたが、令和5年度は、同じ児童が複数回保護されることもあり、また一時保護期間も長期化する状態が目立っていた。また下記の統計でもわかるように児童虐待で一時保護される割合が大幅に増加した。

当寮では、家庭的な雰囲気の中で快適な環境の中で束縛感を与えず、子どもたちができるだけ自由に活動できるよう支援を心掛け、子どもたちが楽しく落ち着いて生活できるよう日課を工夫し、野外活動なども積極的に取り入れている。ただ、子どもたちの自由や自主性を重じるばかり怪我に繋がるようなこともあった。

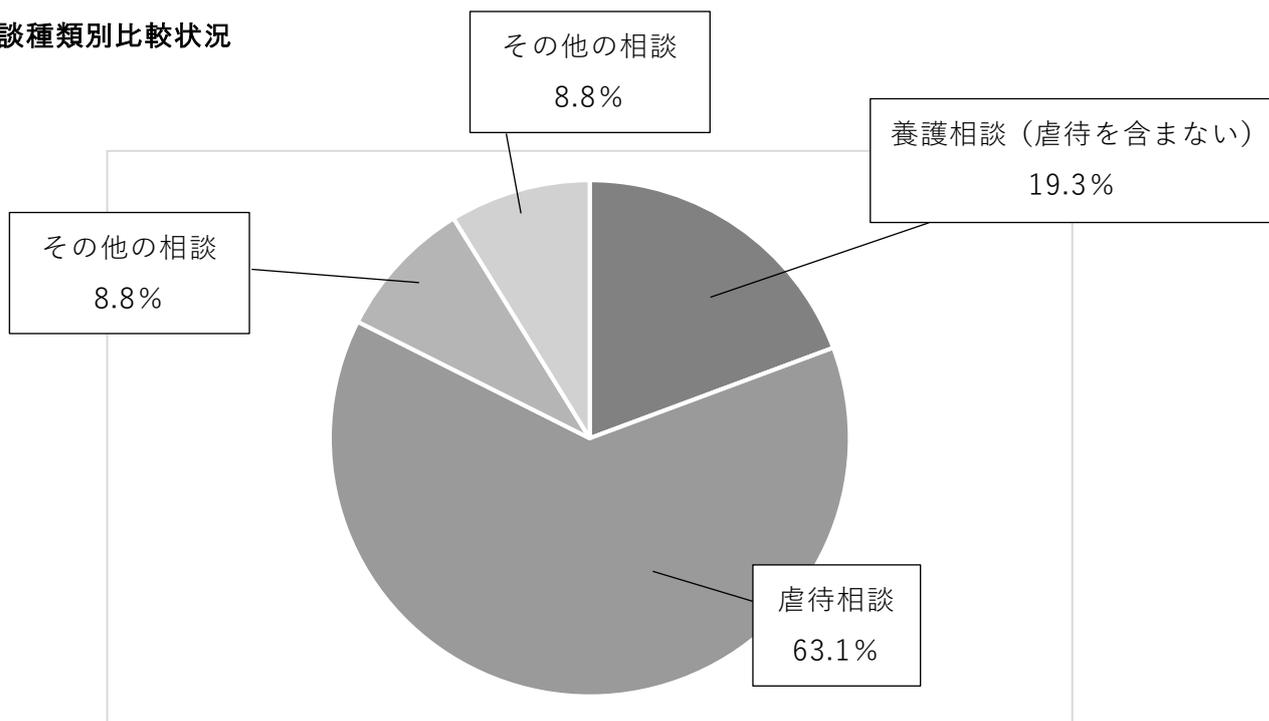
一時保護を要する子どもたちの背景は養護問題、性格行動問題、虐待あるいは発達障害など様々である。子ども同士の暴力やいじめなど、子どもの健全な発達を阻害する事態の防止にも留意しつつ、子どもの状況に応じた適切な援助の確保に配慮し、子どもたちが安全に安心感を持って生活できるよう努めている。

また令和6年度については、子どもアドボケイトの受け入れを行い、子どもの意見表明や権利を守りつつ支援していくようにしている。

一時保護の実施状況

相談種別		令和4年度			令和5年度		
		実人員	延日数	平均保護日数	実人員	延日数	平均保護日数
保護 児 の 相 談 内 容	養護相談	36	662	18.4	47	1355	28.8
	再掲 虐待相談	19	232	12.2	36	1045	29.0
	ぐ犯相談	0	0	0	0	0	0
	触法相談	0	0	0	0	0	0
	知的相談	0	0	0	0	0	0
	性格行動相談	10	208	20.8	5	242	48.4
	不登校相談	0	0	0	0	0	0
	その他	2	58	29.0	5	55	11.0
合計		48	928	19.3	57	1652	29.0
一日平均保護人員				2.7			4.5

相談種別比較状況



入所児童年齢別状況

年齢	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	計
人員	0	7	6	4	6	6	7	5	1	5	3	1	5	0	1	57

第 3 部 分 校 の 取 組

みねやま分校の取り組み

【みねやま分校の設置】

高松市立亀阜小学校及び高松市立紫雲中学校みねやま分校は、児童自立支援施設である香川県立斯道学園に入園した児童生徒に対して、義務教育を実施するために、これまでの両校分教室を引き継ぎ、平成28年4月1日に斯道学園内に開校した学校である。

【学校教育目標】

自らを見つめ、自立に向けて努力する児童生徒の育成

【めざす学校像】

一人ひとりを的確に支援し、確かな学力と豊かな人間性を育成する学校

【めざす児童生徒像】

- 自らの課題と特性に向き合い、前向きに努力を重ねる児童生徒
- 学習習慣を身につけ、粘り強く学習に取り組む児童生徒
- 心を込めて活動に取り組み、身体を鍛え、心を磨く児童生徒

【めざす教職員像】

- 児童生徒理解に徹し、一人一人の自立をめざして研鑽する教職員
- わかる楽しさやできる喜びを実感できる教育実践に取り組む教職員
- 教育に携わる使命を自覚し、誠実に職責を果たす教職員

【学校経営方針】

- 1 児童生徒一人一人の課題と特性に寄り添い、すべての児童生徒の着実な成長を支援する。
- 2 教職員の主体性を高め、指導力の向上を図る教職員研修を推進する。
- 3 教職員相互の緊密な連携を図り、組織として職責を遂行する協働体制を促進する。
- 4 斯道学園、児童相談所、原籍校との連携関係を維持し、信頼される学校経営を推進する。
- 5 施設内学校の特色を生かした教育課程の編成、実施、評価、改善に努める。

【令和5年度の重点】

- 1 自らの課題と特性に向き合い、前向きに努力を重ねる児童生徒を育てるために
 - (1) 人権尊重を基盤とし、安心感と信頼感を育む集団づくり
 - (2) 自己理解を促進し、自尊感情・自己有用感を高める教育活動
 - (3) 将来に向けた希望と可能性を見だし、自己実現に繋ぐ進路指導
- 2 学習習慣を身につけ、粘り強く学習に取り組む児童生徒を育てるために
 - (1) 的確な見立てに基づいた、一人一人の意欲を喚起する学習指導
 - (2) すべての児童生徒が着実に学力を身につけられる授業実践
 - (3) 認知力を高める活動を取り入れた授業づくり
- 3 心を込めて活動に取り組み、身体を鍛え、心を磨く児童生徒を育てるために
 - (1) 規律を守り、なかまとともに活動に取り組む態度を培う細やかな支援
 - (2) 体力の向上に向けた体育活動（野球、テニス、マラソン）の推進
 - (3) 自己を見つめ、広い視野から考え、人間としての生き方について考える道徳教育

1 教育課程編成の基本方針

- (1) 学習指導要領に基づいた教育課程の編成を基本としながらも、斯道学園の支援方針や児童生徒の実態に即し、児童自立支援施設の特徴を生かした教育課程を編成する。
- (2) 可能な限り複数の教員による授業を行い、授業中の生徒指導の促進と学習意欲の喚起を図る。そのため、斯道学園職員にも、授業補助者として授業への参加を依頼する。

2 年間授業時数等

(1) 年間授業時数

【小学校】

	各 教 科										道徳	外国語	特別活動	総合	計
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図工	家庭	体育	外国語					
1年	313		142		105	72	72		105		35		34		878
2年	316		178		108	74	72		108		35		35		926
3年	247	72	176	92		60	60		107		36	36	36	72	994
4年	250	94	181	108		60	60		107		36	36	36	72	1040
5年	176	106	176	106		51	51	61	91	71	36		36	72	1033
6年	176	105	175	105		50	50	55	90	70	35		35	70	1016

【中学校】

	各 教 科									道徳	特別活動	総合	計
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技家	外国語				
1年	140	105	140	105	45	45	105	70	140	35	35	50	1015
2年	140	105	105	140	35	35	105	70	140	35	35	70	1015
3年	105	140	140	140	35	35	105	35	140	35	35	70	1015

(2) 週・1日の時程

時刻	月	火	水	木	金
8:30～8:40	ラジオ体操・朝礼				
8:40～8:50	自主学習（職員：朝の引継）				
8:50～9:35	1校時				
9:40～10:25	2校時				
10:30～11:15	3校時				
11:20～12:05	4校時				
12:05～13:10	昼食・昼休み				
13:10～13:25	清掃				
13:30～14:15	5校時				
14:15～14:25	帰りの会				
14:30～16:00	体育 (体育活動)	総合 (作業)	体育 (体育活動)		体育 (体育活動)

(3) 教育課程及び指導上の工夫事項

- ・ 集中の持続が難しい児童生徒の実態を考慮し、1 単位時間を 4 5 分とした。
- ・ 一人一人の学習状況や学力を把握し、必要に応じて複数の教員による授業を行うことで、児童生徒にとって楽しくわかる授業と学力の向上を図った。
- ・ 必要に応じて通級型の個別支援教室を設置し、弾力的に運用した。
- ・ 学習習慣を確立するために、寮で行う課題を提示し翌日に確認した。斯道学園の職員にも協力を依頼し、時間を決めて確実に学習が行えるよう配意した。
- ・ 分校の教員及び斯道学園の職員で、授業時間や休み時間に教室や廊下を巡回し、児童生徒のようすを把握した。また、機を捉え、学校の決まりを遵守するよう指導した。
- ・ 毎週月、水、金曜日の帰りの会后、斯道学園の管理下で行う体育活動にみねやま分校の教員も参加し、保健体育の授業に充てた。
- ・ 毎週火曜日の帰りの会后、斯道学園の管理下で行う各種の作業活動に、みねやま分校の教員も参加し、総合的な学習の時間に充てた。

(4) 教育課程の評価と改善

みねやま分校に在籍する児童生徒はさまざまな背景を抱えており、学習に困難を示す児童生徒への対応も必要である。そこで、現行の教育課程の見直しと改善を図るとともに、次年度に向けた教育課程の編成を行うために、高松市教育委員会の指導のもと、分校の教員と学園の職員が教育課程について協議を行うこととした。

3 職員一覧

番号	職名等	主任等	氏名	教科	教科外
1	副 校 長		三谷 晃人	社会	
2	教 諭	教務主任 生徒指導	井上 道男	理科	生徒指導
3	教 諭	中 1・2 年学級担任 現職教育主任	小岡 由佳	国語	道徳教育
4	教 諭	小学校担当 特別支援教育	福田啓太郎	社会	特別支援教育
5	教 諭	中 3 年学級担任 メディア教育	中原 裕貴	数学・保体	メディア教育
6	講 師	進路指導 人権・同和教育	遠山 明子	英語	人権・同和教育
7	養 護 教 諭	学校保健	前田久美子	養護	
8	事 務 主 任	学校事務	大石 貴子		学校事務
9	非常勤講師	小学校担当	河野 善美	外国語	
10	非常勤講師		佐々木ひとみ	音楽	
11	非常勤講師		後藤 敬	美術	
12	非常勤講師		小池美智子	家庭	
13	非常勤講師		本多 明雄	技術	

4 主な学校行事

(1) 定期テスト

- 1 学期中間テスト(5/17(月), 18(火))
- 1 学期末テスト(6/21(水), 22(木), 23(金))
- 2 学期中間テスト(9/21(木), 22(金))
- 2 学期末テスト(11/27(月), 28(火), 29(水))
- 学年末テスト(2/20(火), 21(水), 22(木))

(2) その他のテスト

全国学力・学習状況調査(4/18(火))、学習の診断(中3：年間5回、中1・2：年間1回)、香川県学習状況調査(小5・中2：年間1回)

(3) 修学旅行等

- ・ 修学旅行 小6・中3：9/14(木)～9/15(金) 広島県

(4) 講演会等

- ・ 市教委 要請訪問(9/20(水))
- ・ 非行防止教育(10/17(火))
- ・ いのちのせんせい講話(12/11(月))

5 学校評価

評価項目	自己評価	【主な意見】
1 確かな学力の育成	4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一人一人の特性に合わせた学習指導や声かけを工夫し、学力が向上することで、児童生徒が自信を持つことができた。 ・ 学園祭では、一人一人が輝けるようご指導いただき、じっくりと自分の課題に向き合い、自分自身を見つめ直す良い機会になった。 ・ ソーシャルスキルトレーニングや認知力を高める活動に取り組んでいただいた。また、話し合いを取り入れた人権学習やピアサポート等を積極的に推進されている。 ・ 体育活動では、子どもたちと一緒に汗を流し、励まし、支えてくださったことで、子どもたちが最大限力を発揮することができた。
2 豊かな心を育てる教育の推進	4	
3 生徒指導の充実	3	
4 運動に親しむ習慣づくりと体力の向上	4	
5 食育の推進と心身の健康づくり	3	
6 人権教育の推進	3	
7 特別支援教育の推進	3	
8 教員の資質向上と教育指導体制の充実	3	
9 安心・安全で質の高い教育環境の整備	4	
10 家庭や地域との連携・協働	3	
11 働き方改革に関すること	4	

みねやま分校の運営及び教育活動について自己評価を行うとともに、斯道学園職員にも学校関係者評価を依頼した。(11項目4段階評価)

今年度は、おもに社会面の認知力を高める取り組みに力点をおいて教育実践を進めた。とりわけ、社会面のコグトレ、ソーシャルスキルトレーニング、ピアサポート等を取り入れた授業を計画的・段階的に行い、みねやま分校に在籍する多くの児童生徒が課題としている良好な対人関係を築き維持すること、相手の立場に思いを巡らし人と適切に関わること、その場にふさわしい言動がとれるようになること等について、知識や技能の習得をめざした。

今後も在籍する児童生徒の特性や課題に寄り添い、斯道学園職員との協働関係を大切にしながら、児童生徒一人一人の自立を支援する教育活動を丁寧に行っていく。

第 4 部 統 計 資 料

1 令和5年度統計

(1) 入退所状況

月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
		入所児童数	男	0	0	0	2	1	0	1	0	0	2	0
	女	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4
退所児童数	男	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	6
	女	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3	4
初日在籍児童数	男	5	3	3	3	5	6	6	7	7	7	8	8	68
	女	2	3	4	5	5	4	5	5	5	5	5	5	53
計		7	6	7	8	10	10	11	12	12	12	13	13	121

()入所前提一時保護児

(2) 学年別学籍状況 (令和6年3月1日現在)

学年	小学生					中学生				中卒			合計
	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	小計	高校	その他	小計	
男	0	0	1	1	2	2	1	3	6	0	0	0	8
女	0	1	0	0	1	0	0	4	4	0	0	0	5
計	0	1	1	1	3	2	1	7	10	0	0	0	13

()入所前提一時保護児

(3) 入所時措置理由 (複数回答)

区分	強盗等	暴力非行	窃盗	放火・火遊び	薬物非行	家庭内非行	校内非行	施設不適応	家出・浮浪・徘徊	性非行	不良交遊	生活指導を要する	その他	合計
男			1			3	1	1	1	2		6	1	16
女									3	2	2	3	1	11
計			1			3	1	1	4	4	2	9	2	27

(4) 保護者の状況（令和6年3月1日現在）

区分	実父母	実（継・養・内）父母	実父のみ	実母のみ	その他	合計
男	3	1	0	4	0	8
女	0	1	0	4	0	5
計	3	2	0	8	0	13

(5) 出身地別状況（令和6年3月1日現在）

出身 性別	高松市	坂出市	丸亀市	善通寺市	観音寺市	さぬき市	東かがわ市	三豊市	木田郡	香川郡	綾歌郡	仲多度郡	小豆郡	県外	総計
	男	4	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
女	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5
計	7	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	13

(6) 退所（措置解除）理由（令和5年度）

改善退所 性別	家庭復帰			就職	措置変更	計(A)	限界退所 性別	家庭復帰	少年院	国立	行方不明	その他	計(B)	合計(A+B)
	復学	進学	就職											
男	1	3	0	0	2	6		0	0	0	0	0	0	6
女	0	3	0	0	1	4		0	0	0	0	0	0	4
計	1	6	0	0	3	10		0	0	0	0	0	0	10

(7) 月別無断外出状況

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
無断外出人員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
延べ無断外出日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2 過去5年間の状況

(1) 年度別当初在籍状況

年度 性別	元	2	3	4	5
男	6	7	8	6	5
女	5	5	2	3	2
計	11	12	10	9	7

(2) 年度別入所経路状況

年度 経路	元	2	3	4	5
児童 相談所	8 〔4〕	4 〔1〕	8 〔3〕	7 〔2〕	9 〔4〕
家庭 裁判所	2 〔0〕	4 〔1〕	5 〔2〕	6 〔2〕	1 〔0〕
計	13 〔4〕	8 〔2〕	13 〔5〕	13 〔4〕	10 〔4〕

[] 女子再掲

(3) 年度別入所期間状況（各年度3月1日付在籍児童）

期間 年度	元	2	3	4	5
6か月未満	6	5(1)	2	2	4
1年未満	3	5	4	2	7
1年6か月未満	2	4	5	2	1
2年未満	1	0	2	2	1
3年未満	1	0	0	2	0
3年以上	0	1	0	0	0
計	13	15(1)	13	10	13

() 入所前提一時保護児

(4) 月別初日在籍状況

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
元	11	11	9	10	10	8 (1)	8 (1)	8 (1)	8 (1)	10 (1)	12 (1)	13	118 (6)
2	12	11	13	11	11	11	11	12	13	13	13	15 (1)	146 (1)
3	10 (1)	11 (1)	9 (1)	11 (1)	13	12	13	13	13	12	12	13	142 (4)
4	9	9	10	10	10	10	10	10	10	9	9	10	116
5	7	6	7	8	10	10	11	12	12	12	13	13	121
	49 (1)	48 (1)	48 (1)	50 (1)	54	51 (1)	53 (1)	55 (1)	56 (1)	56 (1)	59 (1)	64 (1)	643 (11)

香川県立ス道学園事業概要
(令和5年度版)

発行	令和6年11月
発行者	香川県立ス道学園
所在地	〒760-0004 香川県高松市西宝町二丁目6-9
Tel	087-861-4834
Fax	087-861-4838
E-mail	shidogakuen@pref.kagawa.lg.jp